

第八十四回国会 参議院大蔵委員会會議録第二十三号

昭和五十三年六月一日(不曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

五月三十一日

辞任

藤井 丙午君

補欠選任

藤井 裕久君

六月一日

辞任

浜本 万三君

補欠選任

宮之原貞光君

出席者は左のとおり。

委員長

嶋崎 均君

理事

藤田 正明君

細川 護熙君

福岡 知之君

塩田 啓典君

中村 利次君

委員

糸山英太郎君

梶木 又三君

河本嘉久蔵君

戸塚 進也君

中西 一郎君

松垣徳太郎君

藤井 裕久君

宮田 輝君

竹田 四郎君

吉田忠三郎君

鈴木 一弘君

多田 省吾君

佐藤 昭夫君

渡辺 武君

市川 房枝君

国務大臣
大蔵 大臣

野末 陳平君

村山 達雄君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局長

大蔵省銀行局長

事務局長

常任委員会専門員

説明員

文部省大学局審議官

中小企業庁小規模企業政策課長

参考人

国民金融公庫総裁

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

国民金融公庫理事

いうことを含めて、大蔵当局としての、そもそもいわゆる進学ローンの制度化についての基本的な考え方というものをまずお伺いしたいと思うんです。

○政府委員(徳田博美君) 今度の御審議願っております国民金融公庫法改正の目的並びにその背景ということでございますが、今回の進学資金貸付制度の趣旨でございますけれども、先生御承知のとおり、最近進学に際して学校に納付する入学金あるいは授業料等が大幅に上昇しているわけでございまして、進学子弟を持つていらっしゃる父兄の負担が大幅に最近ふえてきているわけでございます。

そこで、進学時において一時に負担すべき資金につきまして、在学期間中を通じて平準化するのとによって父兄の負担の軽減を図ろうとするのが本制度の趣旨でございます。

このような制度を御審議願うに至りました経緯でございますが、いま申し上げましたように、入学時における父兄の負担が非常に増大してまいっておりますので、民間金融機関においてもいわゆる教育ローンというものにつきまして前向きに漸次対処してまいりまして、昭和五十年ごろから民間の一般の金融機関において教育ローン制度が実施されてまいってきたわけでございます。

昨年の初めごろまでにすでに五十数行、五十幾つの金融機関においてそれが実施されるようになってきたわけでございますけれども、しかし、一方国といたしましても、民間金融機関から融通を困難とするような層に対しまして、やはり何らかの形で進学時における父兄の負担の軽減を図ることが必要であるというふうに考えてまいった次第でございます。

一方、郵政省の關係でございますが、昨年九月の郵政審議会の答申におきまして、郵便貯蓄者、郵便貯金を行っている方々に対する優遇措置とい

うこと等も含めまして、郵政省で考えております進学資金貸付制度を実現すべきであるというような答申、要望事項が出されていたわけでござい

ます。それから、昨年の末におきまして、五十三年度の予算要求に關連いたしまして、郵政省から進学資金貸付制度につきましての要求があったわけ

でございます。

このようなことを踏まえまして、これから国として進学資金貸付制度を行うのにどのような形がよろしいかということについていろいろ検討した

わけでございますが、基本的には、先ほど申し上げましたように、一般民間金融機関からの資金の融通を困難とするような層に対して、つまり一定の所得の制限を付して進学資金の貸付制度を行

う。それは従来の政府關係機関の中では、いままで生業資金あるいはこういう家計の資金、庶民の資金融通についての経験の豊かな国民金融公庫

において扱わせることが適當であろう、こういうことになったわけでございます。

一方、郵政省からの要望でございます郵便貯金者に対する優遇措置ということもあわせ勘案いたしまして、このような一般的な貸付制度のほか

に、一定の形で郵便貯金を行った者に対しましては、このような国民金融公庫を通ずる貸し出しにつ

いて同じように進学資金貸し付けを行うことをあ

わせて実施することが適當である、このように考

えた次第でございますが、したがって、国民

金融公庫を通ずる一般貸し付けと郵便貯金者向け

貸し付け、この二つをあわせまして進学資金貸付

制度としていま御審議願っている、このような次

第でございます。

○福岡知事 率直にお聞きしますので率直にお

答えをいただきたいのですが、郵政審議会の答申

が昨年九月にあった、あるいは年末に郵政省から

も進学資金貸付制度の創設の要請があった、こ

う

う

う

う

う

う

うこと等も含めまして、郵政省で考えております進学資金貸付制度を実現すべきであるというよう

な答申、要望事項が出されていたわけでござい

ます。それから、昨年の末におきまして、五十三年

度の予算要求に關連いたしまして、郵政省から進

学資金貸付制度につきましての要求があったわけ

でございます。

このようなことを踏まえまして、これから国と

して進学資金貸付制度を行うのにどのような形が

よろしいかということについていろいろ検討した

わけでございますが、基本的には、先ほど申し上げ

ましたように、一般民間金融機関からの資金の

融通を困難とするような層に対して、つまり一定

の所得の制限を付して進学資金の貸付制度を行

う。それは従来の政府關係機関の中では、いまま

で生業資金あるいはこういう家計の資金、庶民の

資金融通についての経験の豊かな国民金融公庫

において扱わせることが適當であろう、こういうこ

とになったわけでございます。

一方、郵政省からの要望でございます郵便貯金

者に対する優遇措置ということもあわせ勘案いた

しまして、このような一般的な貸付制度のほか

に、一定の形で郵便貯金を行った者に対しまして

は、このような国民金融公庫を通ずる貸し出しにつ

いて同じように進学資金貸し付けを行うことをあ

わせて実施することが適當である、このように考

えた次第でございますが、したがって、国民

金融公庫を通ずる一般貸し付けと郵便貯金者向け

貸し付け、この二つをあわせまして進学資金貸付

制度としていま御審議願っている、このような次

第でございます。

○福岡知事 率直にお聞きしますので率直にお

答えをいただきたいのですが、郵政審議会の答申

が昨年九月にあった、あるいは年末に郵政省から

も進学資金貸付制度の創設の要請があった、こ

う

う

いうことでございますが、すでに郵政省では例のゆうゆうローンですか、をやつて、限られた一部貸付業務というものが行われているのですけれども、いわゆる郵便局で貸付業務を行うということについて、大蔵省の方は、過去あるいはまた今日の財政金融状況、あるいは今後のわが国の金融財政の政策という観点から見て、郵政省、郵便局におけるいわゆる与信業務、この問題については本来基本的にどう対処していくべきだとお考えですか。

○政府委員(徳田博美君) ただいま先生御指摘の、郵便局で現在行つておりますゆうゆうローンにつきましては、これは郵便貯金担保の貸し出しでございます。実質的には与信業務とは必ずしも言えないわけでございます。実質的にこれを見てもまいりますと、貯金の払い出しの一つの變形のようなものでございます。ところが、昨年末におきまして郵政省から要望の出した進學資金貸付制度は、貯金とは関係なく純粹の与信を行う制度になつていたわけでございます。このように、郵便局におきまして、そこで集められた資金を直ちに貸し出すということについてはいろいろ問題があると考えられるわけでございます。

一つは、財政投融資資金の一元運用という問題でございます。限られた財政投融資を効率的に有効に活用するためには、財政投融資計画に乗せて、その資金の必要度、緊急度を勘案しながら統一的に計画的に運用することが必要ではないか、このように考えられるわけでございます。それから第二に、郵便局でこのような貸し出しをするということについてのもう一つの問題点といたしまして、現在国として貸し出しを行う機関といたしましては御承知のとおり銀行、各公庫等があるわけでございまして、このような貸し出しを行うと、それぞれの機関を通じて貸し出しを行うというものが、国全体の貸し出しのあり方として最も効率的であると考えられるわけでございます。これに加えて、郵便局においてさらに貸し付けのための組織なり仕組みを設けることは行政簡素

化という点からも非常に問題があるろう、このように考えたわけでございます。

○福岡知事(君) さらに、ただいまのことと関連して、いまの御答弁については一応大蔵省の見解として承つておきますけれども、私は、さらに具体的にこの問題を吟味してまいりますと、財政投融資資金の一元の活用ということについて、基本的にはそれは理解はします。しかし、先ほど私質問で少し触れたように、今後どうあるべきなのかという政策方向との関係では、その一元の活用ということ、文字どおり三十数兆円の郵便貯金をすべて資金運用部の資金として吸収してしまうことがいいのかどうかというところは、これは私はここで即断はちよつといたしかねるわけなんです。考え方、見解については留保いたします。今後のあり方については、少し何か過去のそれとは違つて、一度見直してみる必要があるのではないかという感じがするわけであります。この問題はしたがつて今後の課題に少しゆだねておきたいと思うわけであります。

そこで、しかし、今回いろいろな経過で郵便貯金の積み立てを前提にした郵便局の窓口による貸し付けという制度が一応考えられたわけなんです。したがつてこれは、ただいまの御答弁との関係でいきましても、何かちよつと取つてつけたような方式じゃないのかというふうな気がしないでもないのです。一方において、いまの御答弁で、国民金融公庫を通じてやることとむしろ筋なんだ、こういう考え方があるわけですし、それは私それなりにわかるわけですが、郵政省あるいは郵政審議会からのいろいろな要請、答申もあつたというたてまえで郵便局を通じて貸出制度というものを考えるを得なかつたということと、この何となく、妥協的な方式だということと、な印象はぬぐえないわけでありまして、しかも、郵便局を窓口とした貸し出しの場合には、一定の積立貯金というものが前提になつております。限度額五十四万円ということで積立貯金が前提になつてゐる。考えてみますと、これは貯金を奨励をす

るということにもつながる方式だと理解できるわけでありまして、そうしますと、なおさらこれは妥協の産物だなど、こういう印象を深くするわけでありまして。

さてそこで、私は、この提案理由の説明にもありますけれども、一般金融機関から融資を受けることが困難なものであるという前提でこの制度は考えられてゐるわけでありまして、いま申したように、郵便局を窓口にして借りる場合は一定の積立貯金をするというところで、またできる、それだけの力のある人が借りるということですから、一般金融機関から融資を受けることが困難な人ということにはちよつと該当しない。そうしますと、国民金融公庫を通じて借りるという人が一般金融機関から融資を受けることが困難と目される人ということに該当するわけでありまして、そこで具体的な貸付資金の条件について少し吟味をする必要があるわけであります。

先ほど銀行局長は、すでに昨年度で一般金融機関五十数行が何らかの形で進學貸付制度というものを実施してゐる、こういうふうにおっしゃいました。まあ手元にある資料でいきましても、都市銀行、信託銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合等々かなりの広範囲な分野において実施をされておるわけであります。その概要を見てみまして、今回の金融公庫を通じて貸し付けの中身と比較しますと、少し何か考え直してもいいような点があるような気がするわけであります。

まずその金利につきましても、都市銀行の場合に、確かにこれは八割から九割に近い利率になつておりますから、今回の制度の七・一割よりは高いといふことは言えるわけであります。しかし、一方また貸し付けの融資の金額などになりまして、都市銀行、地方銀行の場合はおおむね三百万円まで借りられるというふうなことで、今回の提案のものよりは六倍近い金額になつております。その他、融資期間などにかついても多少の違いがあるようであります。そうしますと、私は今回のこの制度がまさに提案の趣旨である一般

金融機関から借りにくいという状況の方々、いわばまあ低所得者層ということになりますと、もう少し金利なりあるいはまた返済期間あるいは返済に至る据え置き期間等々についてやつぱり改善をされるべきではないかと、こういうふうに思ふんですが。そのあたりは私は一番この制度を設けるという場合に、本當に仏つて入れなければ意味がない、大蔵省当局のいわば善意がそのまゝ報われない、こういう結果にもなりかねぬと思ふんですが。いま現在でも、当局は金利なり返済期間なりについては考え直してみようというふうなお気持ちにはなつておりませんか。

○政府委員(徳田博美君) 民間金融機関の行つております教育ローン、これは先ほど五十幾つかの金融機関が行つてゐると申し上げましたが、これは昨年の予算策定時の前における状態でございまして、こゝしに入りましてからは、先生御指摘のとおりほとんどの民間金融機関がこれを実施してゐるわけでございます。この条件につきましては貸出金利がおおむね八・八八割、これは保証料も含めてでございまして、これは今度の国民公庫を通ずる貸し出しは七・一割を予定しておりますので、貸出金利につきましては公庫の貸し出しの方がはるかにこれを下回つてゐるわけでござい

ます。それから貸出期間でございしますが、民間の場合には据え置き期間は通例半年でございすけれども、国民公庫の場合には据え置き期間を一年以内ということと一年まで認めておりますので、その辺の条件が違つてゐるわけでございす。それから、実際に貸し出しを実施する審査が一つの問題になるわけでございすけれども、これは民間金融機関が実施する場合には、当然私企業でございすし、また預金者の預金を運用するわけでございすから、当然そこにある限界はある場合においては、一般民間金融機関の融通を困難とする層ということになりますので、その審査面についても大分取り扱いが違つてゐるわけでござい

す。

このように、条件をいたしましては民間金融機関よりも実質的には大きく優遇されているわけでごさいます、これより金利についてさらに優遇することとはどうかという御質問でございますが、国民金融公庫の原資の利回りあるいは資金コスト等を勘案いたしますと、七・一％というのはこれはぎりぎりの線ではないかと考えているわけでございます。

それから貸出期間につきましても、当初の原案は二年でございましたが、国民金融公庫で貸し出す場合にはそれは短過ぎるのではないかと、とて最大限四年としたわけでごさいます、限られた財政資金をできるだけ多くの方に利用したい、たくというたてまえから考えますとこれが精いっぱいのところではないか、このように考えております。

○福岡知事 銀行局長、いまの御答弁ではございませうが、たとえば金融公庫の場合に主な貸し付けの制度としては普通貸し付けというのがございませう。これはまさに貸付利率は七・一％だと承知してございます。今回のこの進学ローンと利率においては同じである。あるいはまた経費改善の貸付制度というのは公庫で行っています。これにつきましましては年六・八％の利率なんです。普通貸付制度はいま申しした七・一％の利率で貸付限度額は千二百万円、貸付期間につきましては運転資金で五年以内、設備資金で七年以内、経費改善貸し付けというのは利率六・八％で限度額二百五十万円、これはやや低い額であります。貸付期間は運転資金二年半以内、設備資金は三年半以内、こういうふうになっていきます。

このほかに、いま実施しようとする進学ローンに匹敵するようなものとしては恩給担保貸し付けというのがあるわけですね。この利率はまさに五％水準ではないかと思うんですね。結局どちらかと言え、比較するに普通貸し付けとか経費改善貸し付けではなくてこういう恩給担保貸し付けですね、これは担保があるからということなん

でしょうが、一応言うならば救済的な貸付制度だと、こういうふうに思われるわけですね。さらに環衛貸し付けというのが何かあるんですか、その利率はちよつと私わからないうえですけれども、言うならば恩給貸し付けとか環衛貸し付けとかいうふうなものとは横にらみて考えてみてはどうなのか、こういうふうな気がするわけなんです。

なお、公庫の経営面を考慮すれば利率はこれ以上は下げにくいんだと、こういう御説明でございますが、わからぬでもありません。しかし先ほど来申しているように、この制度創設の趣旨というものを生かしていくことを考えますと、たとえばいま公庫が行っているいわゆる消費者金融の中で、いま申した恩給担保貸し付けとか、あるいは住宅公庫における五・〇五％の貸し付けなどを考えても、もう一度一考をしてもいいんじゃないかと、それが一つと、それからもう一つは、経費改善資金とかあるいはまた住宅金融公庫あるいは農林金融公庫などに支出している政府の補給金というのがありますね。そういう補給金による経費収支補てんということが考えられれば、私は金利は多少下げることが不可能じゃない、たとえば七・一％を五％にしたところでわずかに二％足らずの引き下げである。貸付総額は二百億円ないし沖繩入れて二百二億だと言っていますから、総額で二％下げたところで四億円ぐらいです。それぐらいの補給を他の制度と同じように考慮すれば、私は利率を下げることはできるんじゃないか、いままでのこの制度についていろんな評価が一部のマスコミでも行われているようですね、要するにそのあたりの思い切りといいますか、決断というものが私たちと中途半端ではなかったのか、と、こういうふうにごさいます。

最近の報道によりますと、これはちなみに申すわけですが、例の住宅ローン返済猶予制度というものをわれわれ一生懸命大蔵委員会でも審議してつくれたけれども、実施後わずか三ヶ月しかたつてないといえ、余り効果上がつかないという報道があるんですね。各銀行、大手筋の銀行

の過去三ヶ月の調査では、月当たりにならずに十件ぐらいしか申し込みがないというふうなことが報道されているんです。今後これはちよつとどういうう推移をたどるのか、一方において住宅ローンの貸し付けが大部分を占めているようですから、だんだんそういうことと関連して、これは少し状況は変わるかもしれない。そういうふうなことになれば、これは制度をつけた意味が余りないと思いませんか。そうしますと、いまのうちに一番問題点は金利とあるいはまた返済時期、返済期間、これが問題なんでありまして、もう少しについては、一応原案提出されたという立場はあるにしても、やはり私どもの疑問について真摯に一遍考え直してもらうということが必要じゃないかなと。せつかく一生懸命審議してつくりやしたわ、余り効果はありませぬわ、何のためにわれわれは一生懸命やつたのか、みずからを疑いたくなるものですからね。これは私もだめだ、特に与党の皆さん方にも一度御検討をお願いしたいものと、こういうふうにごさいます。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、確かに制度を創設する以上は、これが国民に高く評価されたいに利用していただくことが非常に必要でございます。その意味で、金融の問題でございまして当然金利あるいは貸付額、据え置き期間、貸出期間等が問題になるわけでございますが、確かに貸付金利につきましては極力低くすることが望ましいわけでございますけれども、ただこの進学資金貸付制度は所得制限は設けておりますけれども、実際に進学する子弟を有している父兄に対するカバラー率では、大体六割から七割程度になるのではないかと考えているわけでございます。

また、この進学の対象となっておりますのは一応大学、高等学校でございまして、これは義務教育ではないわけでございます。もちろん最近是非常に進学率が上がっておりますので、社会的に見ればこれは一種の義務教育ではないかという見方もあるわけでございますが、その辺で若干の違い

はあろうかと考えられるわけでございます。そこで、このような進学資金貸し付けに對しまして政策金融として政策的な低金利をつけ、あるいは国からの補給金その他を出すということにつきましては、そのような進学資金貸し付けの身、実質から申しましてやはり若干疑問があるかと考えられるわけでございます。そういうことを考えまして、国民金融公庫の資金コストから見てもぎりぎりの線である七・一％という金利にしたわけでございます。

また貸付限度につきましましては、民間の金融機関が三百万に對して国民公庫の場合には五十万あるいは五十万といたうこととでございませうが、これは最近におきます大学、高校等の進学時における必要な納付金等の額から勘案いたしまして、この程度ならば、若干の上下はございまして十分でございまして、現実には民間の金融機関でやつております教育ローンにつきましても、ことしの二月から四月までの実績を見ますと、全国銀行で一件当たり五十三万ないし四十万程度でございませう。その意味で、この程度であれば一応十分ではないかと考えられるわけでございますが、この金額につきましましては今後また大学、高校等の入学時、進学時における必要経費の増高がありまして、場合には、それを勘案しながら十分検討してまいりたいと、このように考えております。

○福岡知事 御答弁がまだ中身としては残っているようでございますが、金額の面については私ここで五十万円が少ない、百万にすべきだということをお聞き申し上げているわけじゃないんです。しかしいまのお話に關連して、しからば一つの見方として、私どもも国立大でも地方から東京の大学に入学するために上がつてくれば七十万円かかるのか百万円かかるのか、入学までにすでにそれだけの金がかかるとか、入れば今度は学費が大分大幅に上がって、先般大学協会まで反対の声明を出したほどですね。そういうことでございませうので、五十万円が妥当なのかどうかという

第五節 大蔵委員会會議録第二十三号 昭和五十二年六月一日【参議院】

のは、それ自体を吟味すれば、またこれは一概に妥当だとも言えないわけであります。しかし金額をふやすということは、単にそれだけで判断するわけにはいきません。だから私は、ここではあえてその金額をどうのこうのということはこれ以上申し上げる気持ちはないんですけれども、むしろ貸し付けの条件ですね、育英奨学金なんかでは無利子で二十年払いというふうな制度があるのは御承知のとおりでございますけれども、そういうことは無理にしましても、しかしいまこの制度を提案されて以降、一般的な世論としても余り歓迎されてないというムードから考えましても、銀行局長も何とかもう少し改善できればいいとお考えなんじゃないかと私は思ふんですが、なぜそれができないのか、私はいままでの御答弁では必ずしも納得ができないわけです。

それで、さらに一つお聞きしますが、いろんな要望が私どもの手元にも届いておりますが、たとえば今回の制度の対象になるのは学校教育法によるところの学校ですね、「小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」と、これが学校教育法第一条の条文なんです、これが対象になるということですか。

○政府委員(徳田博美君) 今度の進学資金貸付制度の仕組みでございますが、今回御審議願っております法案によりますと、進学貸し付けの定義といたしまして、進学の定義といたしまして「学校教育法による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものに進学することをいう。」とございまして、まあ大学その他これらに準ずる教育施設ということになってはいるわけでございます。したがって、法案上は短期大学や大学院は当然大学に含まれるので対象となるわけでございます。それから高等学校、大学の通信教育課程もこれに含まれることになりまして、それからこれらに準ずる教育施設といたしましては、盲学校、聾学校または養護学校の高等部などを予定しているわけでございます。

○福岡知之君 そこでお聞きしますが、盲学校、養護学校の高等部が含まれるということですが、最近御案内のとおり職業教育機関というものの社会的な一つの重要性、必要性といひますか、そういうものが増大をしていると申すわけでありまして。これは教育制度としてどうあるべきか、これはすぐれて文教委員会関係、文部省関係の仕事ではありますけれども、常識的に言つて、大学出て来ても部長が重役かというふうな時代は過ぎちゃったんで、むしろ本人の適性を伸ばしていく意味では、社会的に有用な技能、職能というふうなものをやっぱ身につけていくという、そういう方向が非常に重要視されていくかと思うんです。

そうしますと、最近幾つかの職種の専門学校といひますか専門学校といひますか、そういうものが比較的小さな規模のようでございまして、ふえているような気がするわけです。これは大体中学出てからの場合、あるいは高等学校出てからというふうな年齢時点の方々が多いいんじゃないかと思ふんですけれども、そういう専門学校的なものについて、これはピンからキリまでありますから、ピンからキリまでをどうこうせいということとは私もちよっと暴論になりますので申し上げにくいんですが、一定の基準で対象にするというふうなこととはお考えにならないですか。

○政府委員(徳田博美君) その他の教育施設として専修学校や各種学校を含めるべきかどうかというところにつきましては、財政資金を使つてどの範囲までやるべきかということも関連する問題でございまして、現在のところはこれを含めることは考へておりませんけれども、いろいろ先生御指摘の点も踏まえまして、これは政令事項でございまして、政令制定のときまでに検討をしたいと思います、このように考へております。

○福岡知之君 各種学校として文部省から認定を受けた学校については、私ぜひそれを一つの基準として、それ以外に何か基準があればまたそれは考へてみたいと思ふのですが、何か考慮をし

てもいいんじゃないかなあと、そうしますと、むしろそういう学校へ入学する人たちというものがふえていくということにも寄与しますしね。また、そういう学校制度というものが今後の社会の中で新しい展開なりあるいはまた定着なりというふうな姿も促進されていく。私はそういうふうな思ふわけです。

いま、たまたまこういう制度を通じてそんなことを感ずるわけですが、大上段に振りかぶつて日本の教育制度どうあるべきか、六・三・三制はどうあるべきかなどの議論も結構ですけども、現実にはやはり多くの若人がそういう学校にも通っている。聞くところによりますと二千万人ほどありますね、三十万人以上通っているんですよ。またその教育課程も短いもので一年、長

いもので四年ぐらいあるものであります。何とかそれはこれからの教育制度の一環として、放置しておくんじやなくて少し温かい目でアプローチをしていくということが望ましいと私は思ひますので、ただいまの局長の御答弁を承りました。あつと半年余り検討期間があるようですから、ぜひひとつ好意的に考へてあげてはいいかなのかと、こういうことを要望として申し上げておきたいと思ふわけでありまして。

それから次に、先般も参考人として組合の方をお招きをしたわけでありまして、大蔵省の方としては金融公庫の今日の業務というものの社会的な重要性という面を考へてみまして、どうですか、どうも公庫の百三十三カ所の支店があると聞いています、その支店における貸付業務がいささか停滞きみであるということはどうやら否めないような印象を受けているわけでありまして。もちろん人員をむやみやたらにふやすということとはだれしも考へるべきではないかと思ひますが、二百億からの進学ローンの貸し付けを実施する、しかもそれはおおむね二月から三月という限られた時期がピークになる。しかも一方そのピーク時に、いままでの金融公庫の業務のパターンからするならば、まず年度末ということで転勤が一気に出てく

る。定員よりもぐんと実在人員が減るということ。さらにまた、これも業務のあり方として一考を要するようですが、業務出張と称して各支店が交互に一定の人数が交流する。まさにそのいま進学ローンを貸し付けようとする場合の時期にどうも不都合なそういう業務態様が見られるわけでありまして、この点人員の増ということも含めてどうしようにお考えなのか、改善するとすればどういふふうに対処しようとするのか、これは午後総裁にお聞きをすることが妥当だと思ふんですけれども、すでに先回参考人も一遍呼んでいまして、局長の方の御所見を伺つておきたいと思ふんです。

○政府委員(徳田博美君) 進学ローンの事務が円滑に行われることは非常に大切でございますので、この点もいろいろ配慮いたしまして、五十三年度の予算におきましては、いろいろ御説明申し上げましたように国民公庫に対しまして大幅な定員増を認めさせていただいて、純増が六十四名でございます。これは政府関係金融機関全体で九十一名の純増でございますから、かなり重点的な配慮をしたわけでございます。ただ何分にも進学ローンの事務はまだ始まつていないわけでございます。今後運営の実情を見ながらまたさらに検討してまいりたいと、このように考へております。

○福岡知之君 いろいろお聞きをいたしました。最後に、関連をしてということでございまして、日本育英会ですね、本来私はこの育英会あたりの資金量といひますか、業務を拡充していく方向でこの種のものが考へられるべき事柄ではないのか。これは確信を持って私は申し上げてはいいわけじゃないんですが、これはどうなんですか。銀行局長はどういうふうにお考えでござい

すかね。たとえば住宅の場合はこれまた住宅金融公庫というのがあります。あるいはまた事業活動資金については、特に中小企業を重点的に対象とする公庫は国民金融公庫だと、そう

いますね。進学ローンなどは、言うならば国民金融公庫で扱うというのは要当なかどうか。振り返ってみて、何となく取ってつけた感じがしないでもないんですけども、進学貸付資金というこゝとだけに限定すれば、いまのような公庫を通じて方法を法律を改正してやるということも全くこれに不当だとは言いませんが、しかし、それ以外にすでに既成の奨学団体があるわけですね。そういうものの位置づけとの関連では、これは本心、銀行当局はどういうようにお考えなんでしょうか。

○政府委員(徳田博美君) 教育に關連する資金の融通、貸し付けにかかわる政府関係の機関はいろいろあるわけですが、日本育英会の場合には、たてまえとして成績の優秀な学生生徒を対象にしているわけですが、必ずしも一般的なものではないわけですが、その辺、教育資金をどのような機関でどのように分担するのがよいかという問題いろいろあるかと思ひます。教育資金につきましては、進学時に必要なもの、あるいは入学してから必要なもの、いろいろ分かれるわけですが、いままで実は進学資金につきましては、一部を除きましては、私学振興財団その他でございますけれども、そのようなものを除いては一般的に対象とする政府関係の機関はなかったわけでございます。この点で、国民金融公庫は従来から国民大衆に対する貸し付けということを目的としてきたわけでございます。進学時における父兄の負担を軽減するという趣旨から申しまして、国民公庫でこれを行うということもまた一つの方法ではないか、このように考えております。

○福岡知事 いろいろ細かく検討していきますと、どうもすっきりしないという面が残るわけでありまして、これが今回提案された背景なり趣旨なりというものを考えますと、まあ一〇〇%満足するような制度としてこの際実施することについては多少困難な面もあるような気がしますので、余り同じことを繰り返してお聞きするのはいかがかと、こう思っております。

れども、これは仮に具体的に実施されるとなれば来年分からということですね。一番最近の実施ということは来年分からということになります。したがって、郵便局を通じて貸し付けと金融公庫あるいはその代理店を通じて貸し付けと、この二つの系統での貸し付けの実施状況というものを一度見た上で、来年度改めてその実態の上に立って改善なり加えていく、また、資金量が果たして適正かどうかということも吟味をされていく、こういうことを私はぜひお願いをしておきたいと思ひます。

何分にも初めて実施することでございます。私はこの制度が定着をしさらに拡大をしていくというところであれば、これは一面大変結構なことだと思ひわけでありまして、たとえばいままでの政府系機関の金融公庫なり中小公庫なり開発銀行なり輸出入銀行なりの資本金なり、あるいはまた貸付資金なりの実態を見ますと、国民金融公庫は特別に大きくありません。したがって、これからやはり産業の設備なりあるいはまた技術開発資金なりあるいは運搬資金なりという産業関係資金の貸し付けとあわせて、やはり国民生活に密着した関連性の強いこの種の貸付制度というものが国全体としてはもっと拡大しても私はいいと思ひます。したがって、当然貸付資金量等ももっと拡大しても私はいいと思ひます。国民金融公庫の資本はいまわずか二百億円で、たとえばこれは中小金融公庫も二百五十二億円で、開発銀行の二千四百億に近く、輸出入銀行の九千億近くの資本金に比べますと余りにも過小であります。したがって、私はそういう観点から見ても、この種の制度というものはもっと多面的に考えてもこれからはいいんじゃないか、そういうふうな感じがしております。したがってこの制度が実現の晩には、先ほど申したように、ぜひひとつ来年度の実績を見て、もう一度私もは真摯に考えて、より多くの国民になじんでもらう活用していただける、いいことをやってくれたというふうに喜ばれる制度としてぜひ育て上げていくように要望

第五部 大蔵委員会会議録第二十三号 昭和五十三年六月一日【参議院】

して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○多田省吾君 私は最初に、今回施行されます進学資金貸付制度の趣旨を第一にお伺いしたい。第二番目には、今度の提出理由には、「高等学校、大学等への進学のために必要な資金の負担の実情にかんがみ」とありますけれども、大蔵省としてはこの「負担の実情」というのをどうとらえておられるのか。また第三番目に、現在すでに行われております日本育英会等の各種奨学資金との違いはどこにあるのか、この三点をまずお伺いしておきます。

○政府委員(徳田博美君) まず進学資金貸付制度を御審議願っているわけですが、この制度の趣旨でございますけれども、最近において進学に際して学校に納付すべき入学金、授業料あるいは施設整備費等の金額が非常に高騰してまいっているわけでございます。進学する子弟を抱えた父兄の進学時における資金負担が非常に増大してきているわけでございます。これに對しては民間の金融機関における教育ローン制度もかなり普及してまいっているわけでございますけれども、しかしながら、このような一般の民間金融機関からの融通を困難とするような国民大衆と申しますか、そのような父兄に對しまして国において何らかの制度を考へるべきではないかというふうに考へられるわけでございます。そのような見地から進学時における父兄の負担を在学期間中にならして、均分化してその軽減を図るという趣旨でこのような制度を御審議願っているわけでございます。

この「負担の実情にかんがみ」ということでございますが、進学に際して、ただいま申し上げましたように、学校に納付する入学金、授業料などはかなり上昇してきているわけでございます。私立大学の入学金、授業料、施設整備費の合計額は五十二年度は四十九万三千円、五十三年度は五十八万四千円と、このように毎年大幅に増高しているわけでございます。このほか受験のための費用であるとか、あるいは地方にいる方が都会に

出てきて生活するための費用とか、そのような費用もいろいろかかりますので、このような負担の軽減を図りたいと、こういうことでございます。

それから、日本育英会に現在奨学金制度があるわけでございますけれども、この日本育英会の奨学金は入学してから後の教育費についての貸し付けでございます。現在これは、申し上げましたような入学の際に一時に必要となる多額の資金につきまして、この日本育英会の奨学金制度には乗っておりませんので、このようなものに対してこれを補完する意味で国民金融公庫からの貸付制度を考へたわけでございます。

○多田省吾君 この進学ローンの対象校ですね、大学あるいは高校あるいは高等専修学校の対象人員はどのくらいになりますか。それぞれ明かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(徳田博美君) 進学者の合計、全体の数字を申し上げますと、たとえば大学では四十二万八千人、これは五十二年でございまして、短大で十八万三千人、高等専修で一万人、高校で百四十八万七千人と、こうなっているわけでございます。ただし、このうちの今度は進学資金の対象として考へましたその計算でございますけれども、現在日本育英会の奨学金制度の利用率を見ますと、大学につきましては在学学生の全学生数の一〇%でございます。また高校においては二%でございます。したがって、この数字を勘案いたしまして、大学につきましては進学者、これは大学、短大合わせまして六十一万人でございますのでこの一〇%として六万一千人、それから高校につきましては、公立高校の進学に要する資金は余り大きくございませんので、私立高校を対象としたしまして、一応進学者数四十二万九千人に對して二%程度、したがって九千人というふうに考へたわけでございます。大体合計七万人を対象としておられるわけでございます。

○多田省吾君 私はこの制度が満足する前に、二年ほど前から福田総理が大々的に約束し、また宣伝されたような経過もございまして、また、民間銀

行ローンが一足先に出発しているわけでございすが、今回の法案の趣旨等から考えまして、私はその対象校をもっとふやした方がいいと思ひます。

先ほどの御質問にもありましたように、いま銀行局長はたとえ専門学校とか高等専修学校、こういったものは政令事項によるけれども、今後考へるけれどもいまのところ含んでないんだと、こういう御答弁もあつたわけでございします。しかし私は、職業教育とかあるいは実生活に直結した教育を行つて、今度の学校教育法の改正でこのような専修学校は認められていくわけですね。これをいまのところ除外しているということはどうしても納得できないと思ふんです。すでに民間都市銀行等では専修学校を進学ローンの対象としていくところも多いわけでございします。

御存じのように、昭和五十二年の九月一日現在で全国の専修学校の数は国立で百九十四、公立で七十八、私立で千六百八十七、合せて千九百五十九校、二千校近い学校がございします。また三十六万人が含まれております。先ほど銀行局長がおっしゃつたような、一年間で進学する人員を見ますと十数万ということも考えられますけれども、こういった専修学校に進もうという人はどうも私はいさういふ進学ローンというものがどうしても必要なんじゃないかと、このように思ひます。

五十三年度版の全国専修学校総覧というのが全国専修学校・各種学校総連合会から出ておりますけれども、この解説によりまして、学費というものを見ますと、大体専修学校と言ひましても工業関係あるいは農業関係、医療関係、衛生関係、教育社会福祉関係、商業実務関係、家政関係、文化教育関係、まあ大体八部門に分けていられるようございします。その一つである工業分野の学校を見ますと、昼間部では進学の際入学金が十万円ないし二十万円、授業料が月額一万二千円ないし二万円程度、その他施設費、維持費、実験学習費など年間数万円から十数万円が必要だと。初年度の納付金、これは四月の初めに一遍に納付するわけ

でございします。入学金や施設費や授業料などを合めて四十万円から五十万円程度である、このように解説してあります。これは私もこの程度であらうと思ひます。やはりこれに匹敵する短大なんか見ますと、修学年限は二年ないし三年でございしますが、こういった専修学校は短いので一年でございしますが、ほとんど大体二年です。また、長期の三年ないし四年というものもございします。こういったことを考えますと、これからますます必要になってきておりますこういう専門的な知識や技術を習得させる学校、しかもいま政府・文部省等では生涯教育というものを盛んに唱えておりますけれども、そういったことを考えますと、活力のある教育をするためには、こういった専修学校をもっと重視しなければならぬんじゃないか、このように思ひます。また、こういった学校に進学される方々も相当われわれのところにも入られてほしいという陳情もかなりございします。これから検討されるということでもございしますが、私はあらゆる実情から見まして、今後前向きに検討されて、この六カ月未満のうちに政令を出されるわけでございしますから、ひとつ前向きにこの専修学校というものの対象に入れるべきだ、このように思ひますが、銀行局長の御答弁を求めたいと思ひます。

○政府委員(徳田博美君) 先ほど御答弁申し上げましたように、財政資金を使つてどの程度までこれを適用の対象とするかという問題でございします。現在のところ専修学校、各種学校は入れないということと進んできておりますけれども、今後政令制定時までに、先生御指摘のことを十分踏まえまして検討してまいりたいと思ひます。

○多田省吾君 大蔵大臣どうですか、いま銀行局長から、専修学校、各種学校というものはいまのところ含めていない、これから政令を出すときに当たつて検討してみたいということもおっしゃつていますけれども、余り前向きの御答弁じゃないように思ひます。私はこういう短大等と比べまして、やはり同じような状況にある専修学校、工業

関係とか農業関係、医療関係、衛生関係とか、こういったきわめて技術や専門的な問題に携わる方々も多いわけでございしますし、やはり進学に際しましては一時納付金が四十万円ないし五十万円、工業関係ですね、こういった資金を必要とする方々でございします。私は相当前向きに検討すべきである、このように思ひますが、大臣はどう思われますか。

○国務大臣(村山達雄君) 専修学校につきまして、恐らくいろんな種類があるんじゃないかと思ふのでございします。したがひまして、この問題はすぐれて何といひますか、考え方の方向もさることでもございしますけれども、実情が一体どういうことになつておつて、それほどに本当に必要とするのかどうか、それらの人はいままでどういうところから一体一時金、入学金を調達しておるのであるのか、すぐれて私は実際問題だと思つてゐるのでございします。そういう意味で、先ほどは閣員から、たゞいまはまた多田委員から御質疑がございしました。政令制定時まで十分検討してみたい必要な措置をとりたい、かように思つておるところでございします。

○多田省吾君 この問題は大変重要でございします。で、ひとつ前向きによりよく御検討いただきたいと思ひます。

それから、この貸し付けは返済能力のある者ということになりまして、非常に借り手が限定されてくるんじゃないかと思ひます。それで現実問題として、国民金融公庫の本店、支店あるいは代理店における通常貸付手続によるとなつておりますけれども、夜間の学校等に行く学生の方々を相手に、本当に手続上融資がどの程度可能なのか、これはどういふ見通しを持っておりますか。

○政府委員(徳田博美君) この進学資金貸付制度は、原則として進学者の父兄に貸し付けることを考へてゐるわけでございしますけれども、勤労学生等で進学する者に対しても貸し付ける道が開かれてゐるわけでございします。この場合には、もちろん国民金融公庫からの財政資金の貸し付けでござ

いまして、金融ベースの話でございしますから、返済能力ということが問題になるわけでございまして、本人の所得その他を勘案する必要があるわけでございします。

それからまた、本人が法律上の行為能力を有すること、つまり年齢二十歳以上ということが必要になるわけでございしますが、しかし、いづれにいたしましても国民金融公庫の貸し出しと申しますのは、一般の民間金融機関の融通を困難とするものに対して貸し付けをするわけでございしますから、審査の基準と申しますものは、一般の民間金融機関よりはおのずから異なるわけでございまして、実態を十分勘案しながら運営するように指導してまいりたいと思ひます。

○多田省吾君 それから、父兄の方々を対象に貸し出される場合に、年収四百五十万円以下ということでもございしますけれども、大蔵省としてはどのくらいの所得層の方々が一番利用すると、このようにお考えなのか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(徳田博美君) 一般貸し付けの場合には所得制限を設けることを予定しております。その所得制限の基準といたしましては、日本育英会を使つてゐる基準を参考にしたいと考えてゐるわけでございまして、これによりまして、普通の勤労者で四大家族の場合には四百七、八十万程度の収入が一応の基準になるかと考えられますが、実際にどの程度の所得者が利用するかということになります。これは所得の最低基準ということには特に考へてゐないわけでございします。ただし、先ほど申し上げましたように、これは国民金融公庫を通ずる国民の貴重な財政資金の貸し付けでございしますし、金融ベースの話でございしますから、当然返済能力が問題になるわけでございまして、その資産の状況あるいは返済能力等を勘案いたしまして貸し付けを運用してまいらるわけでございします。で、どの程度の所得層かということについては一概に申し上げることはむづかしいと思ひております。

ところが、交通通忌の御家庭では母親の勸月
取平均が大体八万円前後と、こういった御家庭で
子弟が進学ローンを利用するといったしますと、国
民金融公庫として現実にかういった方々を受け付
けるかどうかとなりますと、私はまず初めに非常
に疑問があると思うんです。その他二、三問題が
ありますけれども、まずかういった方々が実際貸
し付けを受けられると思いますか。それをまずお
伺いしておきたい。

ら困難かと考えられますけれども、しかし、やはり一般民間金融機関の融通を困難とする方々を対象とするわけでございますから、その辺の審査に当たっては極力十分に配慮するように指導してまいりたいと、このように考えております。

第五部

大藏委員会會議錄第二十三号 昭和五十三年六月一日 【参議院】

要とございます。ところが、やはり母子家庭の方とか交通遺児の御家庭では保証人を引き受ける人は私は非常に少ないと思いますし、私が直接聞いた二、三人の交通遺児の方々のお声でも、とても保証人になってくれるような人はいませんということをお聞きます。ですから先日の御答弁でも、銀行局長は、やってみてこれから必要に応じて考えるんだということですが、私はやはり

補給、あるいはもっと低利にすべきである、これが当然と考えます。そうしてこそこの制度が大いに活用もされ、また生きてくると思うのです。この点を銀行局長はどのようにお考えなのか、御答へ願います。

【参議院】

○多田省吾君　それから、返還方法でございますけれども、金利もさることながら返還方法も非常に大変で、据え置き期間一年を入れても卒業までに返還せよというのはどうしても納得できない。資金を回転させるためということをおっしゃりたいのでございましょうけれども、現実にご利用する人にとってはこれは非常な難関でございます。その他の、日本育英会等の返済等と比べましてこれはもう全然厳し過ぎる。もちろん両方の立場は

間中にならして均分化するることによってその軽減
 を図るという趣旨でございましたので、在学期間
 ということで、最長四年ということになっている
 わけでございます。

この制度につきましては、当初の原案が二年で

二、三の問題点を挙げましたが、どうしても、どうしても現行の制度では一番利用したい人が利用できないという姿になってしまいます。保証人の問題しかり、利子の問題しかり、また返済期間の問題しかりでございます。こういう制度ではこの制度の意義も私は半減してしまふと思います。私は、

○多田省吾君　大蔵大臣に最後にお尋ねいたします。

○國務大臣(村山達雄君) 何分にも初めての制度で、しかも金融ベースでやろうというのでございまして、金融ベースのぎりぎりの線で一遍やらしていただきまして、多くの問題点を抱えておるであらうというところは容易に想像がつくわけでございますけれども、一遍とにかく実施をさしていただきまして、先ほどの政令のときまで検討するということとは別にいたしましたので、ただいま申しまし

やっておりますもの、あるいは厚生行政の立場でやっておりますもの、それぞれたくさんあるわけでございますので、この制度をどの辺のところで定着させるか、これは恐らく実態を見ますとかなり見当がつくのじゃないか、こう思っておりますので、とりあえずはこれで発足させていただきまして、逐次その実情に合わせまして、ただいま多田委員のおっしゃったことも頭の中に十分置きながら将来

の検討事項にさしていただきたい、かように思っておりますのでございます。

○渡辺武君 私、前回、この進学ローンの制度が総理大臣のお声がかかりで、いわば低所得者向けのローンだという鳴り物入りの宣伝にもかかわらず、金利は七・一％、高過ぎるのですね。いまも問題になっておりましたけれども、在学中に返さなければいかぬとか、あるいは保証人が要るとか、こういうようなことで、交通遺児などにとっては給にかいたモチに過ぎないということを指摘して、条件の改善を求めたわけですが、ところが、弱者対策で考えたかどうかというところ、これが、それが、その弱者対策で伺ったところが、これまた高校、大学、これについてはだめなんだということなんです。

そこで文部省の方に、現在行われている私立大学奨学事業の一つである入学一時金の分割納入制度について、これで低所得家庭の子供たちの大学進学がうまく保証できるのかどうかという見地から伺ったわけです。文部省の方の御答弁では、入学一時金の分割納入制度、これの適用を受けた場合、在学期間中にこれを返済しなければならぬのだという御答弁だったと思うのですが、私調べてみますと、奨学金で入学一時金の事実上の立てかえ払いができるようになってくるのじゃないかと思ひますけれども、どういう制度になっておりますか。

○説明員（大塚喬清君） 学校法人が当該大学の学生を対象に奨学金の貸与事業を実施する場合に、私学振興財団を通じて必要な資金の融資をしてやるわけですが、この奨学金の貸与事業におきましては、入学金を一括して納入した者に比べまして、一時金を分割納入制度によって分割して納入するものにつきましては、毎年度の負担金に差がありますので貸与額に差を設けておりまして、分割納入のものには毎年度の分割納入分を上乗せした額の奨学金を貸与してやるわけでございます。したがって、入学一時金分割納入制度と奨学金貸与事業をとくに実施している大学に

おきましては、両事業の対象となった学生につきましては、入学一時金の毎年度の分割分を奨学金と金によって納入することが可能でございます。そしてまた、その奨学金につきましては返済につきましては、卒業後十年で返済するというようなことになっております。

○渡辺武君 今回の進学ローンよりもはるかに私はいくつか考えた制度だというふうな思ふんですね。あれですか、返済の条件はどうなっておりますか。利子とか……

○説明員（大塚喬清君） これは学校法人に私学財団を通じて貸すわけですが、学生が学校法人から貸与を受けた奨学金の返済につきましては、在学中は据え置き、卒業後十年間で学校法人に割賦返済することにしておりまして、在学中は無利子、それから卒業後前期五年間は三％以内、後期五年間は五・五％以内の利息を支払うということになってございます。

○渡辺武君 これは低所得の学生にとっては非常に有利だと思うんですが、どうもその実施の状況がよくありません。時間がたつていって私の方から申し上げます。もし間違っていたら訂正いただきたいんですが、今年の一月十日現在で実施した私立大学の数、これは私立大学の総数三百七校中わずかに二十五校にすぎない。その大部分が医科系、歯科系の大学になっております。そしてこの制度の適用を受けている学生さんはわずかに百六十名というふうになっております。実際そうかどうか、それとまず伺いたいんですが、なぜこんな程度の普及でとどまっているのか、その原因もあわせて伺いたいと思ひます。

○説明員（大塚喬清君） 入学一時金につきましては学校の数と学生数はお説のとおりでございます。これは進学奨励、奨学事業援助につきましては融資額を五十三年度におきましては前年度よりも十五億円の二十五億円計上いたしましてその事業の拡充に努めているわけでございますけれども、この事業が実はまだ始まって間もない、特に五十

三年度の入学者というふうなことでございまして、まだ十分に関係の学校法人に周知徹底してない向きもございしますので、私どもとしては機会あるごとにその実施を要請しているわけでございます。

それからまた、これを行うに当たりましては、やはり学校法人の立場におきましては事務が新しく加わるといふようなこともございしますので、そういうものについての補助も行うわけでございます。今後とも積極的にこの周知徹底方に努力してまいりたいと思っております。

○渡辺武君 制度は私非常にいい制度だといふふうに思ひますが、これは学校がやるということに踏み切らないとできないという点が最大の弱点になつていんじゃないかというふうに思ふんですが、

そこで、なぜ一体この医科歯科系がやっているのであるのか、このほかの大学でできないのかということ、私立大学関係の方に伺つてみたんです。そうするとそれなりの弱点があるんですね。一つは、この入学一時金の分割納入制度の場合も、それから普通の奨学金貸与の場合も、原資の割は大学自身で持たなきゃならぬということになつていっているわけですね。だから、普及しますと大学のいわば持ち出しがふえるという条件がありまして、いま財政的に非常に困難になつて普通私立大学でですね、なかなか実施が困難だといふ点の一つあると思ふんです。

それからもう一点は、融資及び資金の回収、取り立ての事務ですね、この経費、これはまあいま補助を考へているということでありましたけれども、特にこの回収不能分ですね、これが大学のしよい込みになつてしまふ。これも一つの大きな弱点になつていふんです。

それからもう一点、この奨学金の返済免除それから猶予ですね、こういう規定がないんです。それから、奨学金を貸与された者が死んだり不具廃疾などになつてそれで返されないということになる、これまた大学がその損失をしよい込むといふ

ことになるわけですね。

それからもう一点、一人でも奨学金を借りる学生が出てきますと、私学振興財団に学校として担保を出さなきゃならぬという点もありませんか、いまの財政上から考へて、医科歯科大学のようにはば財政的にも比較的豊かだといふ大学を別にしたほかの大学ではなかなか踏み切れないという実情があると思ふんです。私はこういう点もなお改善して、低所得の学生が十分利用できるように、一般の大学でもこの制度の創設に踏み切るという方向を文部省として検討していただきたいというふうに思ひますが、どうですか。

○説明員（大塚喬清君） 先ほど申し上げましたように、五十二年度から入学一時金の分割納入制度を実施する学校法人に対しては、私学振興財団を通じて融資するというようなことで、始めて間もないものでございますので、種々検討いたしまして、今後そのような問題につきましてスムーズにいくように努めてまいりたいと思ひております。

○渡辺武君 とにかく医科歯科系以外の大学——私立大学ですね——の当事者の人たちに、この制度は案外評判悪いんですよ。いま言つたようなところで財政的に非常に困難だと、やりたいたくはないけれどもなかなかできないという点で、せつなくいい制度ができているが、これが特に低所得の学生に適用できる機会がいわば奪われていふという状態にあると思ふんです。

そこで、私つくづく考へるんです。せつなく低所得者向けだといふ進学ローンができた。その状況を改善してくれという要望が出てくるんだけれども、これは金融だからだめなんだというふうに突っ放された。先ほど大蔵大臣は、これは厚生行政の面からも考へる必要があるという趣旨の御答弁ありましたけれども、私の前にもいふたその世帯更生貸付資金、それから母子福祉費の就学資金ですね、この制度でも高校、大学はだめなんだというのがこの前の答弁なんです。だから弱者対策で何とかやれといつたって、そういう制度す

らできていないという状況です。

それで、いま伺いました私学の場合、これでも大学当局がしり込みしていつてせつかくの制度が活用されない。こういう状況では、一体低所得で父親も交通事故で奪われたと、母子家庭で、先ほどもお話が出ましたけれども、一生懸命お母さんが働いても大体月の収入は八万円程度というふうな家庭の子供さんですね、大体まあお母さんが働けば結構な方です、三分の一のぐらゐの家庭ではお母さんは病気が病弱だと言われているわけですね。そういう家庭の子供たちが青雲の志を持って大学に行きたいということに入ろうとすると、まず最初の障害物として非常に高い入学金あるいは設備費の負担というものがあって、入りたくても入れないという状態に置かれているわけですね。

ですから交通進退育英会ですか、あの玉井さんの投書を見てみますと、交通進退の大学進学率は普通の子供たちの三分の一程度にすぎないんだというところなんです。私は交通事故で父親を失った家庭の子供さん、これはそれだけじゃありませんが、さつきもお話のありました母子家庭、それからそのほかの進退ですね。こういう人たちが、いまの学歴社会ではどうしても上の学校へ行つて何とか収入のいいところに就職したいという希望は特別に切実だろうと思ふんですね。教育の機会均等という面からしても、まさにこういう人たちが大学に行くことのできるように障害を取り除いてやると、あるいは適切な援助をするということこそ国の行政の一番重点に考えなきゃならぬ点じゃないかというふうに思ふんですが、一体どういう制度を考えるべきですか、どういう制度がありますか、これは文部省に伺いたいと思ふんです。

○説明員(大塚清君) 文部省といたしましては、前にも申し上げましたように、日本育英会の事業を拡充することによりまして父兄負担の軽減を図るといふようなことに努めておるわけでございます。さらに、先ほど申し上げましたように、四十九年度からは私立奨学事業援助の事業も創設いたしております、この日本育英会の事業を拡

充することにより対象の人員もふやし、それから貸与月額もふやし、そういう中でこれを充実することによって、成績優秀であり、しかも進学するに経済的に困難な状況にある者に対してめんどうを見ていきたいというふうに考えております。

○渡辺武君 日本育英会の事業は私もそう考えているんです、率直に言ひましてね。しかし、日本育英会の現在の事業では、入学一時金について貸与するという事業はないわけでしょう。私はやはりそうおっしゃるなら、この日本育英会の事業の中に入学一時金の貸与、こういう事業を追加して、そうして低所得の学生さんの進学の意欲にこたえるべきだというふうに思ひますが、その点どうですか。

○説明員(大塚清君) 先ほどから申し上げておりますように、まあ入学一時金等、入学時に要する経費の高いものは主としてこれは私立大学に關係するものでございまして、私もとしましては、入学一時金の分割納入制度を実施する学校法人に対して融資するという事業を始めたところでございまして、当面はこの事業を拡充いたしまして、学生の負担の軽減に努めてまいりたいと思つておる次第でございまして。

それでした、ただいま申し上げましたように、日本育英会の奨学制度の中に一時金を対象とする貸与制度を導入するというところにつきましては、一つの検討課題であると考えておるわけでございまして、先ほど申し上げたように、そういう私立奨学事業も出てきたところでございまして、日本育英会につきましては、私立大学の貸与人員をもつとふやすうにするというふうな重要な要望もある現状でございまして、当面は貸与月額、貸与人員の拡充というものを図っていくのが緊急の課題であらうかと考えておるわけでございまして。

○渡辺武君 いや、それではだめだから、私は私立大学の問題についてまず最初に伺ったんですよ。とにかく大学当局がやるというふうに踏み切らなければ、せつかくできた制度も医科歯科程度

のところでもつてとまづいておるわけですね。三百七校あるうちではほんのわずかしややつていないという実情はそのことを私物語っていると思ふんですね。ですからそこを改善していただくことはこれは結構です、大いに改善してほしい。しかし同時に、大学当局がいましり込みしているというその現実を考えなきゃならない。

で、とにかく交通進退を含めた母子家庭の方々、全国たくさんいますね。数で言いますと約五百五十万の進退がいると、こういう人たちは年々高校を卒業して大学へ行こうということなんで、非常に緊急の問題なんです。この人たちを一目も早く大学に進学できるように条件をつくってやること、これが必要だと思ふんですね。制度が充足したからもうちょっと待つてくれといったって、子供たちの年齢はそれだけ一年たてば一二年は食うわけですからね、早くやる必要があると思ふ。そういう意味で、私はやはりこの日本育英会の中に入学一時金についての貸与制度というのを設けることが非常に適切じゃないかと、これは日本育英会の創立の趣旨からしてもそうだと思うんです。明治時代につくられた制度なんですから、しかし低所得の学生さんに教育の機会を与えるというのが一口で言えばその根本の趣旨だと思ふ。明治時代には入学一時金が高くて入れないなんという事態はなかったわけですよ。まさに現在、まず最初のバリエードとして入学一時金という問題がある、それでほんとに返されておるというものが実情なんです。ですから、現在の実情に合ったように日本育英会のこの事業の中に入学一時金の貸し付けとすることを含めさせればいいわけですよ。そうすれば私は私立大学進学率だけでなく、まさにこういう低所得の家庭の子供こそ私立大学よりも国立大学で、授業料その他も安いわけですから勉強できるような条件にしてやる必要があると思ふんですね。そういう意味では、私学だけでなく国立大学についてもやはり育英会の貸与事業の一つとして入学一時金というのを私は含めることを早急に検討してほしいと思ふんです。

が、重ねて伺います。どうですか。

○説明員(大塚清君) お説につきましてはよく検討いたしますが、入学一時金につきましては、やはり私立大学の一部のものが中心でございまして、また、私学のそういう今後の経営問題につきましては、私学振興対策として非常に力を入れておるところでございまして。日本育英会の方は国公立を通じまして広く学生を対象として、しかも成績優秀で進学が経済的に困難な者に対して行おうというものでございまして、特に多くの者からその毎月の月額を引き上げるように、さらに私学の対象者をもつとふやしていただきたいという要望が非常に強いわけでございまして、私もとしましては現在の日本育英会の奨学制度の拡充にもつぱら努めてまいりたいと思ひておる次第でございまして、御了承をお願いいたします。

○渡辺武君 いや、私の申し上げている趣旨は、その私学はもとよりどんなおやりくださいということなんです。しかし同時に日本育英会の貸し付けの事業ですね、融資の事業の中に入学一時金についての貸与の制度を入れてもらつて、国立大学へ入る場合でもやっぱり入学一時金六万円くらいは取られましよう。そういう負担もこれは十分考へてやる必要があるんじゃないか。とにかく月八万円くらいのお母さんの収入しかないという家庭の子供たちが考えてもらなさいよ。この交通進退育英会で家から仕送り来なくてもいいような制度をつくつてやっているとのかかわらず、子供たちがこしも進学はあきらめて就職の方に行つて行つておるというんでショックだったというふうな玉井さんお母さんの中で言つておるわけですね。これはやはり考へてやらなきゃならぬと思ふんですね。私学の高いことはもとよりです。だから、それについての改善もこれは考えなきゃなりませんが、同時に国立、私学を通じて日本育英会として入学一時金についての貸与制度、これを検討してほしいと思ふんです。文部大臣とも相談してぜひ検討してほしいと思ひますが、重ねて伺います。

○説明員(大塚清君) 先ほどから何度も答えておりますが、先生のような線で私もまいるかと思ひますが、先生の言われます、その奨学制度の中に入学一時金を対象とする貸与制度導入を考へるという事は、確かに一つの検討課題であると思ひますので、これは検討させていただきますと思ひます。

○渡辺武君 最後は一問だけ。

大蔵大臣、日本育英会が事業拡大する場合に、やっぱり財政資金の問題が絡んでくるんですね。これは一般会計からお金が出てくるわけですね。出し放しじゃなくて、これは返ってくる金ですけれども、私、大まかな計算してみたいんです。もし入学一時金の貸与制度を日本育英会がやった場合にどのくらいの予算が必要だろうか。計算のやり方は、これは中学校の段階で奨学奨励費受給生徒数、これは二十二万二千三百人います。それから生活保護、教育扶助受給生徒数、これは八万六千九百人います。合計して三十九万九千二百人います。これは中学三年間の合計ですから、毎年その三分の一が卒業するといふふうに考えますと、十萬三千三百人という数になります。これに中学生が大学に進学する率、この平均数を掛けてみました。そうしますと約二萬四、五千という数字になります。それでこの人たちが入学一時金、これを仮に貸与された場合にどのくらいの予算が必要だろうかといふことで、これは全員で考えてみたら、六十億円という金額で済みます。これは出し放しじゃなくて卒業後にみんな返ってくるお金です。ね、原則的には。ですから、そういう点でいまの財政規模からすれば大した金額じゃないんですね。特に将来を担う青年に教育の機会を与えるといふことで、大蔵省としても喜んで金出してくれるだろうと思つてるんですけれども、どうでしょうか。

○国務大臣(村山達雄君) この問題は、いまのところ私学だけのようでございます。国立学校でどの程度具体的に必要性があるのかどうか、まず何

よりも文部省の方で十分御検討願ひまして、その上で、それに基きまして十分検討させていただきますと思つておるのでございます。もとより返ることが前提になっておるのでございますが、片方は税金でもつてやっておるわけでございます。で、どんな勘定、現金会計でやっておるわけでございますので、いま先生のおっしゃった趣旨十分わかりますけれども、その辺の実際の需要がどれくらいなのか、それから財政需要全体を考へまして、先生の趣旨も踏まえながら十分検討させていただきます、かように存じております。

○中村利次君 教育制度あるいは教育資金のあり方等につきまして、われわれは抜本対策について要求、主張を持っています。同時にしかし、入学時の、進学の負担というものがかなりなものでございますから、この貸し付けを新しく制度を設けようといふこの法案については賛成をするわけですね。しかし、どうもやっぱり何か、すつきりしてはいない、どうも言えないようなものがある。これは間違いないわけではございまして、そういう点について、時間が短いのでございまして、基本的な問題についてお伺ひをしたいと思います。が、そういう制度を新設するのには、これはある面では確かに金融であり、また一面では政策である。そこに何で郵便局を窓口とするといふのが入つてこなければならぬのか。先ほど銀行局長の御答弁を承りました。しかしどうも、やっぱりなるほどそうかといふ感じがいたしません。大臣でも局長でも結構ですが、どういふわけで——その経過なり理由について、もう一回ひとつわかりやすく御説明を願ひたいと思ふ。

○政府委員(徳田博美君) 進学資金貸付制度につきましては、進学時における父兄の負担軽減という意味で、しかもそれが一般民間金融機関の必ずしも融通の対象となり得ないものに対して、何らかの形でその負担の軽減を図りたいといふことで、国としても施策を考へたわけでございますけれども、同時に郵政省あるいは郵政審議会においても、この進学資金貸し付けについての議論が起

こつてまいつたわけでございます。昨年九月におきまして、これは何回かの預貯金金利の引き下げの審議に絡んでおるわけでございますけれども、郵政審議会の要望事項といたしまして、「郵便貯金による直接的な融資方式については、金利引下げの効果を直接預金者に及ぼすことになるので、その一環としてのいわゆる進学ローン制度の創設については早急にその実現を図るべきでございます」と、このような要望事項が出されたわけでございます。このような要望事項等を背景といたしまして、昨年末におきまして五十三年度予算案の策定の際に、郵政省から進学ローンの貸し付けのこのような制度の要望があったわけでございます。ただししかしながら、郵政省の要望されているところは郵便貯金者だけを対象にした貸付制度でございますので、国が関与して優遇した貸付制度を行う以上は、一般のいわゆる低所得者に対する融資が本筋でございまして、それを本筋といたしまして、さらにこの郵政審議会あるいは郵政省からの要望も勘案いたしまして、このような二本立ての制度を考へた次第でございます。

○中村利次君 勘案されて確かにそうなんですよ。そうでなくや全くこれはどうもすつきりしません。しかし、その勘案の仕方ですけれども、郵便貯金者の優遇、これは現在いろいろな面において行われております。郵政審議会の御意向はわかりません。しかし、国のたとえば教育政策として、進学ローンという金融を政策として行う、その場合、国民金融公庫を窓口として、金利についてもあるいは貸出条件、支払い条件等について、これは私はこの条件についてはもう言ひ分がたくさんあるけれども、それは別として、そういうものを政策的に考慮をして、そしてこれは代理店を民間金融機関に求めるのも、これは手段方法として理解できます。しかし、そこへ郵政省の要求があった、郵政審議会の要求があった、もつともであるとお考えになつたわけですか、それは。その勘案されたのは。なるほどそれはもつともである——もつともであるとお考えになつたの

なら、私はこれは議論しなければならぬ。

○政府委員(徳田博美君) 郵政省からのこのような要望でございますが、郵便貯金者に対しては、昨年におきまして何回か貯金金利の引き下げがあつたわけでございます。それに對しまして、消費者に直接そういうものを還元すべきではないかという議論がございまして、そのような議論を踏まえまして、このような郵政審議会の要望になつたわけでございます。これはやはり預貯金金利引き下げの経緯としてこのような事実があつたといふことは、やはり一つの勘案すべきことと考へられたわけでございます。

それから、郵政省で提出してきました案は、郵便貯金を特定の制度としてある程度積み立てた者に対しては同額を貸し付ける制度でございまして、これはもちろん進学資金を全額貸し付けに仰ぐといふことも一つの行き方だと思ひますし、またそれに備へてある程度自己資金を貯蓄して足りない分は貸し付けにまづといふような行き方も、やはり進学資金を支払うにあつてそれに対処する一つの方向かと考へられるわけでございます。そのようなことを勘案いたしましてこの二つの制度が設けられた、このように考へております。

○中村利次君 郵便貯金がやっぱり庶民によって多く利用されておるといふことは否定しませんから、そういう意味での優遇策のすべてに私はとやかく異論を唱へるものではないと思ひます。しかし、この進学貸付金というのは国民全般を対象として、そして教育の機会均等を政策としてできるだけどうかなえるのかといふ、そういうものがこの進学ローンを政府で取り上げた、国として取り上げた理由じゃないんですか。いかがですかそれは、一言だけで結構ですか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、進学時における父兄の負担の軽減を図つて、極力一般の国民の子弟が進学することについての便宜を図るということが今回の趣旨でございます。

○中村利次君 そうなりますと、郵便貯金対象者だけでないのはこれはもう論をまちませぬね。そ

のとおりなんです。そこへ、そういう国民を対象として進学の機会均等をできるだけ図ろうという目的を持って進学ローンという制度を取り入れようとするときに、何でもそこへ郵政審議会の、あるいは郵政省の郵便貯金対象者を優遇しろというのが入ってこなければいけないんですか。そしてまた、それを政府の政策として取り入れなきゃいけないんですか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、本来貸付制度につきましては預貯金に関連なしに与信をするというのが本来のあり方かと考えられるわけでございまして、国民金融公庫によりまして進学資金の貸付制度のいわゆる一般貸し付けがその意味では一つの方向であると考えているわけでございまして。しかしながら、先ほど申し上げましたように、昨年の何回かにわたります預貯金金利引き下げの過程におきまして、いろいろな郵政審議会その他からのこのような要望があったというところも一つの事実でございまして、その事実、あるいは郵政省が昨年末に五十三年度予算案策定の過程においてそのような要求をしたということも事実でございまして、そのような事実も勘案しながら、また先ほど申し上げましたように、本来進学資金を支払うためには借入金だけではなく、自己資金をある程度積み立てて、足りない金を借りてそれを賄うという方向を設けるということも、やはりいろいろな方法を設ける方が国民の利便になるわけでございまして、そういう観点も勘案いたしましてこのような形の道を開いたわけでございまして。

○中村利次君 これは銀行局長としてはまことに申しわけありませんけれども、きわめて苦しい答弁にならざるを得ないと思うんですが、私はどうも国の財政金融を預かる大蔵省が、そういう何だかすっきりしないようなことに、歓迎して賛成されたんではないんではないかと思うんですよ。もし歓迎されたらとすると、これはどうも今度私の方がすっきりしない。そこで、非常にこれは疑わしいかもしれせん

が、何か郵便貯金奨励策の一環として、これは先ほどから言われておりますように、財政投融資の原資になる。何か郵便貯金をうんと奨励するための一環としてということになればこれはとんでもない話でありまして、政府は、これはもう福田総理もそうですし、大蔵大臣もいままでも何回か私はお伺いしましたけれども、どうも日本国民は貯蓄性向が強い。したがって、減税の効果は景気対策としてはその波及効果は少ないんだという見方をとっていらっしゃる。私はそうではない。しかしこれは議論の対象じゃありませんから。しかし、貯蓄性向が強いということとを政府が気楽に言うほど私は無責任なこととは思わぬ。国民が政府の経済政策に不信があるから、あるいは景気の回復をやるんだと政府は言うけれども景気は回復しない。産業活動が冷え切ってしまった。おる中では失業者も大変に多いし、賃上げだっておむきもない。減税も政府はやらぬと言っている。そうならば生活の知恵として、薄くなった給料袋の中から貯蓄でもしなきゃ将来に向かって、あるいは不時の支出に対して不安で不安でしやうがないから、これは全く政府の経済政策に対する不信のあらわれだと思わぬです。

だから、福田内閣の世論調査による国民の支持率は非常に低い原因、理由は何かといったら、その筆頭は経済政策に対する不信感だ。そういうのに、何か郵便貯金奨励策といわれても言いわけができないような国民金融公庫からの進学ローンと、それから郵便局を窓口にする進学ローンをつくって、そして郵便局を窓口にするのは限度五十四万円で郵便貯金をしたその限度内、何ともこれはすっきりしません。金融としても国の教育政策としてもこれほどすっきりしないものはないと思わぬですけれども、これは大臣からひとつ、どうお考えですか。

○国務大臣(村山達雄君) なかなかむずかしい話でございまして、一つの制度をつくる時に必ずしも一義的な考え方一つ一つの制度をつくることばかりは私は実は思わないのでございまして。

今度の制度というものが、やはり民間の教育ローンの実施にかんがみまして、もう少し広くより安くもつという条件で、これが基本でできておるわけでございましてけれども、同時にまた、郵便貯金をやっている人たちの意思を反映して、郵政審議会の方で、少しは、もう少しメリットを与えてくれという話も、それは私はそれなりにわかる気がいたすのでございまして。

ただ、それをどの限度入れるかという現実的な調整の問題が非常にむずかしい問題でございまして、今度のような案になったわけでございまして。言いかえまして、郵便貯金をした人は郵便貯金の方から五十四万円最高もらえる、またこっちの方でも五十万円借りられる、こういうことになる。それが不公平だとおっしゃるかどうか、その辺はいろいろ考えようがあるかと思っております。でございまして。ですから、必ずしも郵便貯金をした人もしない人も同じ制度にしますということではない、結果的に申しますと。そういうことでございまして、今度の問題は、郵便貯金をした人にははたようにそれなりの、ある限度を置きますけれども、完全なる与信業務にならないように限度を置いていくわけでございましてけれども、それらの人の要望、それを受けました郵政審議会の答申もあわせ尊重しながら、同時に、民間の教育ローンではなかなか借りにくい人たちにも広く門戸を開きたい、こういう多元的な目的を持った制度である、かように御理解願えれば非常にありがたいと思っております。

○中村利次君 申し訳ございません。答弁は理解をすべきでございまいしょうけれども、やっぱり私は五十三年度予算の編成に当たって、それまでものすごく強かった大蔵省が、あつちこつちからかしらねられて、不況脱出対策という大義、にしきの御旗のもとにえらいどうも大蔵省がぐらついたというところが、そういう意味のことが報道された。せめて政策金融の上でその筋を通さなければならぬ大蔵省が、こういう筋だけは守ってほしいといったという期待感がこういうことを言わし

ているんですから。これは私はやっぱり一面的なものばかり見ないで、多元的、多面的な配慮が必要であることは認めます。しかし、まるで筋違いのことに妥協することが多元的な配慮をするということとイコールではないと思わぬです。もう時間がなくなりますが、まだほかにも基本的なあれであつたんですが、ひとつこれは、もう各委員から指摘をされましたが、私はいろいろ要望したい中で、やっぱり大臣も銀行局長も、返済条件はこれはいけません。本心に結構な制度をつくるんでしたら、確かに入学時の一時的な出費、負担は大きい。たとえば大学四年間を通じて均平化するというのは一つの私は前進だと思う。しかし考えてもらえない、民間金融機関のローンはと違ひまして、政府機関がやるローンは、貸付条件にしても、上は年収四百五十万円が適当かどうかは別に、金持ち金融という批判は避けようとするあれがあらわれておる。それから下にについては、まるで支払い能力がないというのは困るけれども、その点は配慮いたしましやうという、そういう本心に庶民的な進学ローンということになりますと、借りたは借りたけれども、毎月毎月の学資のほかにプラスアルファとして、借りたのが、利息を除いてもこれは月割り一万円以上になるんです。それに七分一厘の利息がつく。かなりな負担のはずです。ですから私は、それほどの配慮をされたんだしたら、これはぜひ、修正をするわけにもいかぬでしようが、返済についてはどうか、本当に卒業後一定期間と、これが私は生きた政治だと思います。それができないはずはない。政策として取り上げた以上は、それができないようなら仏つくって魂入れずということになる。答弁要りません、これは。いま、そうしますという答弁できないでしやうから、私は答弁いただかないんですよ。ぜひ大臣、ひとつこれは実現してください。要望して質問を終わります。

○市川房枝君 私は、進学ローンを借りたいと思ふ庶民の立場で大蔵大臣及び当局に二、三伺いたいと思ひます。

子供の教育費の負担がだんだん重くなって困っております。一般庶民としては、今度の進学ローン制度が発表されましたときにはみんな非常に喜んで、これは利用できないと失望している人がたくさんあります。

その主な点は、委員の皆様から早速に指摘されておりますように、金利が高過ぎる、返済期間が高校または大学の在学中に限られているということだと思ひます。私は今度の進学ローンは、いわゆる育英資金制度を低所得者までに拡大したものと受け取っておるわけでありますが、その利息など返還条件等が育英資金制度と非常に差異があるというのはいささか遺憾であります。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘の育英資金は日本育英会についての御指摘かと思ひますが、日本育英会と今度の国民金融公庫の貸付制度とは若干前提が違つてございまして、日本育英会の場合には、成績優秀な学生生徒を対象としているわけでございまして、今度の国民金融公庫を通ずる進学資金貸し付けの場合には、一般の学生生徒がだれでも利用できる、まあ所得制限はございませうけれども、そういう子弟を持つ父兄が利用できる制度になつてゐるわけでございまして、そのようなことから、国民金融公庫を通ずる金融ベースとして制度を考えたわけでございまして。

その中において、やはりしかし一般貸し付け、所得制限のある方に対する貸し付けでございまして、極力これを優遇する措置を考えたわけでございまして、貸し付けの金利あるいは返済の期間等につきましては、現在の国民金融公庫の資金コストその他から見て、限度ぎりぎりのところまで一応考えられたものと思つております。

○市川房枝君 今度の進学ローンは、国の政策として現在運営されております育英資金制度とは違つて、こういう御答弁だったんですが、私はそれはおかしいと。大体子供の教育の負担で苦しんでゐる低所得者のために今度ローン制度を設けたという事は、今度のローンの制度も私はやっぱり国

の政策としてこれを取り上げるべきではないのか、それを民間の金融機関の教育ローンに追随するといひますか、それと同じような考え方、ただ利息は民間のよりは少しばかり低くはなつておりますけれども、それはおかしいと思ふんですけれども、この点大蔵大臣からちょっと御意見を伺つておきたい。

○国務大臣(村山達雄君) 先ほど銀行局長も答えたところでございまして、やはり基本的に違つて、文部行政の方でやつてゐる育英資金の方は本人が最後には返すんだ、最後の支払い者は本人なんだ。学生時代にやはりつばな成績で、そしていままはとも学費も出ないという人に、卒業後本人の働いた金で返していただく、そこがやはり文部行政として中心になつてゐると思ふのでございまして。今度の進学ローンは、どちらかと申しますと、もちろん制度の上では保証人とか保護者であるけれども、本人よりもむしろ保護者が借り、そういう金融制度ではなからうかと思つておるのでもございまして。したがひまして、金融制度の限界の中で現在の民間の教育ローンに比べてございませうけれども、やはり多くの場合保護者だと思ふのでございまして。

そういうことを考えまして、一つの金融原則に立つて、先ほど期間の問題いろいろございまして、また母子家庭等の問題いろいろ聞かされたわけでございまして。大体限度は、従来の民間の三百万を限度と言つておられますけれども、大体五十万程度だといふところで、その辺に一つのめどをつけたいと思ふのでございまして。恐らく一万三千円ぐらいに月額が当たるんじゃないか。私は特別の交通通免だとか、あるいは母子家庭だとなかなかつておるわけではございませんけれども、今日の民間の教育ローンに一步前進してやつてみようという最初のスタートであるわけではございまして。先ほど銀行局長も答へましたように、どうしても無理な人

で、返済が無理であるというのであれば、運用面で一遍考えてみたい。とりあえず、いすれにいたしましても制度を充足していただきまして、実際の状況を見ながら、いまのところ頭だけで考へてゐるわけではございませうけれども、最初の制度でございまして、実情に合つて漸次手直ししていきなさい。その間、もし運用でやれる問題があれば運用で補つてまいりたい、かようなわけでございまして、ひとつ何とか充足していただき、この制度を育てて、そしてよりよきものにしていきたいと思います。

○市川房枝君 いま大蔵大臣からは、育英制度は本人に貸すんだけれども、今度の進学ローンは父兄に貸すというんですか、そこで違ふんだというんですけれども、私はどうもそれが納得いかないんです。どつちにしても子供たちの教育費といふものの負担は、私はやっぱり親がその責任を持つてゐるわけでして、それで苦勞をしてゐるわけですが、運用の上でいろいろさういふうまいかない点は考慮すると、こういうお言葉、前の委員の方のお答へにもさうありましたが、いまも大臣さうおっしゃいましたけれども、皆さんの御意見もこの問題については、先口からの委員会御質問を伺つておられますと、大体二つの点は、つまり利息をもつと低くしろということだ、あるいは返済期間をもつと少し長くしろということか、あるいは卒業してから返すようにせよということでは大体一致をしておるようなんです、その点を運用で何とかするとおっしゃいましたけれども、法律の修正をするといふことはお考えになつておられますか。

○国務大臣(村山達雄君) 七分一厘と八分八厘八毛でございまして、実際から見るといふん違つて、私は金利といふものを知つていただけに、いふん違つて思ひます。もつと安くしたらどうかといふお話をございませうけれども、とにかく金融ベースでスタートしたい、将来の問題として検討したい。

返済の問題につきましても、私は普通の方でございまして、大体四百何十万といふのが限度ださうでございまして。いまの国民所得の状況から申しまして非常に困るという方はやはり非常な特別の方ではないんであるうか。大体保護者がお借りになると、お返しに責任に当たられると思ふのでございまして。だから、いささかこの提案しましたものを要するといふことでなくて、一遍実情を見ました上でやつて見たい。その間、執行に当たりまして無理な点がありましたら運用でもつて、これはもちろん限度がございまして、限度がございませうけれども、とても返せないというのはいささか取らなければいけませんので、この点は、その辺は運用で少しお待ちを、こういうことではなからうかといふ感じがしてございまして。したがひまして、とにかくひとつこの制度をスタートしたいと思ひます。いろいろ重ねの上でどういふ制度を充足させるわけでございまして、何とかよりよきものにしたいと思ひます。いまも試行錯誤を重ねていかざるを得ないと思ひます。まだ本当にどれだけの資金需要があるのかよくわからないわけでございまして、とにかくいま民間がやつてゐるよりももつと広く門戸を開放したい、こういう第一歩である、このように御理解願ひさればありがたいと思ひます。

○市川房枝君 利子は民間のよりは充分安くなつてゐるというお話あつたんですが、本当はもつと安くして、その差は私は利子補給でなされるぐらゐやつていただいてもいいんじゃないか。不況の場合に大企業なんかに対してはときどき利子補給をなすつておいてゐるんです、現在の状態で教育費のために国民は困つてゐるというところは、これは明らかな事実でありますから、そういう方面にやはり利子補給、国としてのむしろ一種のこれをローンの形というだけでなく、私はやっぱり社会福祉の性格を持ったものとして考へていただきたい、それだけ申し上げて終わります。

○委員長(嶋崎均君) 午前中の質疑はこの程度と

し、午後一時三十分まで休憩いたします。
午後零時二十八分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(嶋崎均君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国民金融公庫法及び沖繩振興開港金融公庫法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に国民金融公庫総裁佐竹浩君及び同理事美藤富雄君に参考人として出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認めさよう決定いたします。

○委員長(嶋崎均君) 国民金融公庫法及び沖繩振興開港金融公庫法の一部を改正する法律案について、午前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田四郎君 今度の進学資金貸し付けの問題、私も基本的には賛成ではあります。しかし、国民金融公庫がこういう制度を新しくつくって果たして混乱なしにうまくいくのかどうか、この点が私にとつては一番まず心配なわけです。うまくいって初めて、たとえば保証人をどうするのかとか、あるいは卒業後に制賦返済をするとかという問題が起きるわけで、私はかなりいままでの国民金融公庫の業務とは異質なものがここに入ってきた、こういう感じを強くするわけです。

そこで、私は、国民金融公庫がこういう考え方を先に持って、それについて十分にいろんな面から検討をして、そして大蔵省と一緒に法案として出してくるという手続が踏まれているならばかなりうまくいくだろうという予想もつくわけですが、どうもきょうの答弁を聞いていても、何

か唐突に出てきた、国民金融公庫はつんばさじきにいたような感じを私は持たざるを得ないのであります。そういう中でこの問題が入ってくる。しかも、金を貸す相手というのはいままで金融という問題については余り熟練していない人々、むしろある一部分には人からお金を借りるということが何か自分の、あたりまえだということじゃなくて、何か少し悪いことなんだというような考え方を持っているような人々が今度のこの融資の対象になっていく可能性がきわめて強い。ですから、金融の業務に対する理解というのをもた非常に少ない人たちが対象である。この辺にいろいろ間違いが起きてくる可能性がなきにしもあらず。銀行局長のお話を聞いていますと、銀行局長は頭がよくて、自分の志望する学校へほとんど拍子でとんとん行ったんだから、これとねらった学校には行けるものだ、前回からの御答弁でこういう感じしか得られていないわけでありまうけれども、現実には大学なんかの受験を見ますと、四つも五つも実は受験をしているわけです。その中で、落ちるのもあれば合格通知をもらうところもあるわけでありまして、自分がこれだとねらったところにすばんとはいれば今日の受験競争も私はないと思う。そういうばらばらな中でこれが急に作動をしていくということに私は非常に心配があると思う。

これは総裁にお聞きしますけれども、こういう制度を国民金融公庫がやるという御通知を大蔵省からいただいたのは一体いつごろですか。

○参考人(佐竹浩君) これはたしか五十三年度予算編成のぼつぼつ大詰めに近づいてきたころであつたかと思ひますが、たしか十二月の二十日前後であつたか——ちよつと日にちを正確に覚えておりませんが、ということでございます。

○竹田四郎君 そうしますと、こういう新しい仕事、まあ銀行局長のお話ですと全体で七万件くらいですが、そのうちの直接公庫が扱う分だけとしまして、二万件というものを扱うようになってくると思ふんですけれども、これを扱うには私は

相当な人員要求というものもしくはちゃんねと申すんですが、概算要求のときにはこの話はないか。恐らく八月末までの概算要求のときには、この人員についての要求というのは入れてなかったわけでしょう。

○参考人(佐竹浩君) 正直なところ、おっしゃるとおりでございます。

○竹田四郎君 その後、十二月の二十日ごろにこのお話があつたという後で、公庫の方では、もちろんどのぐらいの仕事量になるかということをお御検討になつておるはずだと思ひますけれども、御検討なされて大蔵の方に定員要求を出されたんですか。あるいは逆に大蔵の方で、今度の仕事がこのくらい出るんだから、お前の方の定員はふやしてやるんだという話があつたんですか、なかつたんですか。

○参考人(佐竹浩君) ただいま御指摘のように、そういう新しい仕事が増えるということであれば、これはやはり定員要求せざるを得ないということでございます。従来出しておりましたものを若干修正をいたしまして、それで進学ローンの方に幾らという要求はいたしました。

○竹田四郎君 何人ぐらい修正増されたんですか。

○参考人(佐竹浩君) これは総数は動かさないので、中で若干の移しかえをいたしました。と申しますのは、実は支店の新設を当初の要求の中では七カ店、これも非常に率直な話でございますけれども、余りこういうことを申し上げていいのかわかりませんが、ほかならぬ竹田先生でございますので申し上げますが、七カ店出しておりまして、ところが四回の情勢から、どうも七カ店は無理らしいぞといううなだんだん情報もござい

ますので、じゃ若干それを減らして、そこで浮いてくる人員は進学ローンの方へ移しかえよう、こういうことになつたわけでございます。

○竹田四郎君 今度の新設が大蔵省で認めたのはたしか四店増であつたと思ふんですけれども、そうすると、おたくの方の七カ店の要求は幾らであつたわけですか、そして四店の増はどれだけであつたわけですか。

○参考人(佐竹浩君) 一店平均二十名という大体の暗黙のルールがございます。そこで七カ店の場合は百四十名、四店になりますと、これは二、四が八で八十名でございますね。

○竹田四郎君 その辺のことは幾らかわかりましたが、それがもし、公庫の要求が満足するような定員が来しても、先ほど申し上げましたように、少なくともこれは新しい仕事です。ですから恐らく事務のルールを確立をして、そしてそれをおたくの全従業員、全支店、場合によっては代理店までも含めて、いろいろな書式なんかもあるでしょうから、そういうものを含めてやはり研修もしなくちゃいかぬと思ひます。内部研修から、いろいろな段階の研修があるうと思ひますけれども、こういうことはいままでにおやりになつておるんですか。それともこの法案が成立した後で、おやりになるということなんですか、どうなんですか。

○参考人(佐竹浩君) 法案審議は国会の権限のことでございますので、私もがとやかく推論をするのは大変おこがましいのでございまして、けれども、私も私どもとしては、この法案が必ず通過するという前提で物事を考えまして、予算編成の大詰めの際、今度進学ローン取り扱い扱いを当国民公庫で行うということが決まりましたその瞬間から直ちに準備に入りました。そしてこれは、実を申しますと各部各課に非常に関係のある仕事でございます。

そこで特別な委員会を編成いたしましたして、副総裁を長とする進学資金対策特別委員会、これを編成をいたしましたして、一月の、正月の休み明けから直ちに検討に入りました。そしてあらゆることがございまして、進学の実態はどうかなんというところからそもそも始まります。同時に、そもそも大学の入学金というものは幾らぐらいのものであろうか、これまた実態調査をせねばなりません。同時に郵便局との関係もございまして、そこらあた

りの關係をどういうふうによく調整をいたすか等々、それから代理機關にお願いするにいたしても、これはやはり先生御指摘のように、いわゆる事業資金と違ひまして消費者金融でございませう。してみると、事業金融の場合ですと、たとえば事業所がたゞさん集まってる場所でありませうとか、全くの住宅地であるとかいう地域によつて、支店のネットワークをいろいろ変える場合がございませうけれども、消費者の場合は全国津々浦々でございませう。そうすると、やはり同じ代理機關を使う場合も非常に幅広くお願いしなきゃならぬ。従来は実は農協にはお願いしてなかつたわけでございます。ところが農村でもやはり進学資金の需要はございませうから、今度は全国の農協にまでお願いをいたさねばならぬとか、いろいろそういう問題がありまして、それと同時に、これは何と申しましても、合格発表になつた、すぐ入学金を納めなきゃならぬ、普通は一週間だそうです。よく調べてみると、三日以内で納めるなんというところがあるそうなんです、学習院が何かどこか忘れましたが、そういうことになりまして、これはきつめて迅速に処理をせぬと申しわけないということになりまして、さあそれじゃどういふ事務の流れにしたらそういう迅速処理に間に合うか、そういうこと、あらゆる問題を含めまして検討いたしました。

おおむねそういう事務的な検討はほぼ三月末をもつて実は終わつております。あとは先生おっしゃる通りに、職員に対するいろいろ研修でございませう。これはやっぱりどうも法案が通りまないと、ちょっとなかなかこれいかにがたというので、一日千秋の思いで法案の成立をお待ちして居るわけでございませう。

○竹田四郎君 これは大蔵大臣にも十分聞いておいていただきたいと思うんですけれども、いま總裁からお話があつたように、合格通知から入学金を納めるのは短いのが三日だということですね。私は先ほど申しましたように、こういうお金はなるべく、金利がつきますし、返さなくちゃならぬわ

けですから、なるべく借りたくない。何なら自分の金で入学金を納められるようにしたいという努力を恐らくする層が多いと思うんです。われわれみたいにならずうずうしくなりまして、自分の金はあつても借りるという、そういううずうしい人というのはいくらあつても少ないだろうと思うんです。あつちこつち親戚知人を頼つて何とか貸してもらえないかと。うちの息子が娘が今度こういう学校へいくから貸してくれないか。こういうことで私は通常はまずそういうところを歩くと思うんです。どうも足りない、だから新しい制度があるから今度はひとつこれを使おうじやないかというところのよう、そういうことが多量に思ふんです。

すよ。だから、銀行局長は御答弁で一カ月前に受け付けるんだから、しかも公庫が暇なときだから、だからばつぱつとできそうなお金をおつしやるんですが、なるほど事務的なものは私そういうことはあると思うんです。しかし、たとえ事務的にそういうふうによつてまいりまして、さつき申しましたように、局長は一つの道ですつと申す。二つの大学に合格した、どつちにしようかな、これは全然公庫の方の責任じゃないですよ。しかし、親や本人にしてみればどつちの大学を選ぶか、これは相当大変な問題だと思ふんですよ。そうしますと、その結論を出して、さあ国民金融公庫、金を貸してくれと、こう来る。こういう場合というのは、全部とは私は申しませんけれども、かなりあるだろうと思ふんです。だから申し込みの受付期間から貸す期間まで、ただ期間だけ長けりやうまく作動するなどというふうにはこれは考えられないですよ。これが何年か定着をした後になればこれは別でしょう。そうしますと、そのときに仕事がないからといって果たしてうまく作動するかどうか。

あるいはこういう場合は私はあり得ると思うんです。先ほど母子家庭のお話があつたわけですから、子ども、子供は学校の成績が優秀だから、ぜひひとついまの状況を抜け出すにはどうしても大

学へいつて、ひとつ早くいい金かせいでもらいたいという要求は特に母子家庭なんかには私は強いと思うんです。

しかし、いろいろこの国民金融公庫でお金を貸す場合に当たつて、くれてやるなら構ひませんよ、あるいはゆるゆるローンみたいに貯金があつて、その部分に見合つたものを貸してやるならばこれはいいですが、この場合そうじやないわけですよ。貸してやるということになれば、その債権は保全しなくちゃならぬ。この二百億の金に当たつて財政資金でありますから、言うならば元は国民の金なんです。だから返済をするということに国民金融公庫の方は当然審査するわけですよ。学校の先生も、おたくの息子はこの大学なら大丈夫だ、学力においては問題ない。しかしそのときに、おたくの能力ではとても返済することはできないから、公庫としてはお金を貸すことはできません、こういう場合も私は絶無じやないと思ふんです。債権を保全するということになりますればね。そうして、もしそういうことになつた場合には、あるいは私は場合によれば自殺をする子供も出ないという保証はないような気がするんです。そのとき非難されるのは国民金融公庫ですよ、總裁、おたくの方ですよ。大蔵省が悪いとは新聞は書きませんよ。それだけに私はこのスタートというのを大変危惧しているんですよ。あるいはさっきのような話で、本人の方がどつちかこつちか決めかねていて、行つたけど金がちよつと間に合ひなかつた、期日には納められなかつた、ついにだめなんだ、こういう場合はやはり得ると思ふんです。局長、そういう事例は絶対起こしませんか、保証してくれませんか、ここで絶対起こさないという。ばくはそういう例が今度はどうも出そうない気がしてしょうがない。そういうことが起らない体制をまずつくつていく。それでなければ一年ぐらひ延ばして、もっと十分研究した上でスタートさせる。私は大蔵省のメンツの問題じやないと思ふんです。私は今度のこの進学資金の貸し付けの問題では、そうした体制が公庫の中に

しつかりととられていくかどうか、この点が不安でしょうがない。絶対そういうことは起きません、局長。局長がまず保証してくれなければ公庫だつて仕事できませんよ、そんなもの。どうですか保証しますか、そういうことは一切起きないという。

○政府委員(徳田博美君) 今回の進学資金貸付制度につきまして、いろいろ手続面その他の検討を行う場合におきましては、先生御指摘のように、これは一般の事業貸付金と異なりまして、もっとも事業貸付金でも一日おくれで不渡りになつて倒産するというような場合もあるわけでございますけれども、特に今回の進学資金の場合には、先生御指摘のとおり、期日におくれますと入学金自体ができなくなるのが考えられるわけでございますので、その点をどのように確保するかということに重点を置いて、国民公庫においても研究を進めてもらつていくわけでございます。したがつて、手続面でもそのようにならないように万全の措置をとつてまいりたいと思ひます。

○竹田四郎君 二万件も処理する、しかもそれはくれてやるんじゃない。ゆるゆるローンみたいにちゃんとした担保があるわけじゃない。恐らく担保的なものが少ない人が多いでしょう。家があつても、たとえば住宅公庫の担保に入つていたりほかの担保に入つていたり、そういう中で、さっきの總裁のお話ではふえた人員は幾らでもない。それも支店関係もあつて幾らでもない。そういうようなことでできますか。いまあなたでできることは言つてない、ないやうに努力しますという程度しか言えない。人をふやしたつてできるかどうか、それはわからぬと言はばからぬです。

しかし、そういうような万全の措置がとられた上でそういう事件が起きたとなれば、これは本人の責任に帰せられると思ふんですけれども、体制がないのにそういうのが起きた、私はこれは大変なことだと思ふ。大蔵大臣、そういう心配をばくはしているんですが、絶対こういふことは起きませんか、私が心配しているようなことは。

○國務大臣(村山達雄君) この前もたしか何人かの委員からその点を特に言われておるわけでございまして、いまた竹田委員から再度にわたりますしてその点御指摘があったわけでございます。私も実はその点が一番大事な点だと思っておるわけでございまして、絶対そのようなことがないよう、に最善の努力をしたいと、かように思っているのでございます。

○竹田四郎君　そうすると、それは最善の努力をするというのは、今度はとにかく当初予算可決をしましたからね、いまのところしようがないと思うんですよね。いまずぐこの国会でまた直すというのなかなかこれはできないことです。がね。ぼくは定員がちゃんとあつたにしても、これからそういう研修とか連絡とか体制づくりというのはそれだけでも相当大変だ思うんです。それなのに定員が不満足だということになりますればどこかかやぶでふやさなきゃいかぬと思うんですが。これは大蔵大臣、検討の結果ふやす場合もあるということになりますかどうか。いまずぐ、あなたは予算に縛られていますから、ここですぐふやしませんとは言えないだろうと思うんですけれども、検討の結果その定員をふやすことができる、ふやすかもしれないというようなことはこれは言えますね、どうなんでしょうか。

○國務大臣(村山達雄君) 政府機關全体の純増が約九十人のうち六十四名出しておるのでございますので、ずいぶん、まあ事務量の点はわかりませうけれども、重点を置いてやっておると思つておるのでございます。しかしこれは来年度——今年度中に定員をふやすということとはなかなかむずかしいわけでございます。したがいまして、この問題につきましては、恐らく公庫の方では万全な用意をしておると思ひますけれども、一番心配になるのは代理貸しの問題があるわけでございまして、その辺を、公庫の方では御如才ないことと思ひますけれども、十分連絡をとりまして事務的に

○竹田四郎君　大藏大臣ね、こっちの方はよかつたよ、進學の方は事故もなくよかつたよ。しかし今度は中小企業の方で手を抜かれたと、小零細企業の方にこのために手が抜かれたというんじや、これも困るんだ。この前も話したように、中小企業の方だって早く貸してくれというのをなかなか思いどおり貸してくれない。こっちはうまくいったけれども、今度はいままで審査日数、このの間二十一日というふうにおっしゃっておられます

たね、それがまたもとどおりに、昔みたいになつて二十八日だ三十日だ、こうなられてもこれは大臣困りますよ。だから両方がうまくいってくれなきゃ困る。定員をふやさずして頃はそういうことができないというふうにはちよつと感じられないですな。それにあれでしょう、後からも言いますけれども、今度はいままでもよりも代理店の数というのはうんと多くなるんでしょう。この間の局長のお話では、店数にすれば一万軒以上になるとい

うようふうに私はおとといは聞きましただけどもね。いままではたしか八百何軒ですよ。これが一廻にそれだけふえるんですよ。これはいままでの代理店に対する何というんですか、監督とかと連絡とかということも当然公庫の中でおありだろうと思うんです、いま八百何店に対するそういう関係もあるんじゃないかと思うんですが。これが今度は一万になるんですよ。そのうちある部分は、お話があったように、系統農協とかそういう系統金融機関の上部でやられるようになるかもしれませんがね。しかし、それにしたって私は大変な数だろうと思うんですよ。こういうのをやるだけだっけかなりの人が私は要るだろうと思うんですよ。

これは参考人、いままでではそういう代理店です

○参考人(佐竹浩君) 代理店業務を統括いたしましたので、その支店に対する指導その他企画の事務をいたしましたしておりますが、今日公庫の本店に、業務課の中に代理業務課という課を置いております。これはわりと簡素な課でございますので、人員は大体五名おるのでございます。

○竹田四郎君　今度はそれが一万以上になったら何人ぐらい必要なんですか。これは銀行局長に伺いますけれども、あなたが一万軒というようなことをこの前おっしゃっていたんですが、今度はその五名は何名にしなければまともりつかないですか。

○政府委員(徳田博美君) 現在代理店の数は八百十二でございますが、進学ローンにつきましてはこれをさらに大幅にふやす予定でございます。ただ、一万店と申し上げましたけれども、これは取次店を含めてでございますして、実質的には代理店になる数は、これはまだ代理店の申し込みが来ておりませんので確定しておりませんけれども、これをはるかに下回る数ではないかと思っております。

それから、今度ふえます代理店あるいは取次店は、一般的な取次店、代理店ではございませんで、この進学ローンだけに限って代理あるいは取次ぎ事務をやらせる予定になっておりますので、その点是一般代理店の場合と監督その他の事務は、事務量ははるかに小さなもので済むのではないかと、このように考えておるわけであります。

○竹田四郎君　事務量は少ないけれども件数は多いですよ。いままでなら同じ人がずいぶん扱っているからその人のくせもわかりますわ、その店のくせもわかります。今度はより多くなるんですよ。だから私は、これ決まっていけないというわけなんです。これはじきに要ることですよ、もうすぐ。取り次ぎをさせるにはどういうふうにするのか、どういう書類でどういうふうにするのか。

○参考人(佐竹浩君) これは先生、先ほど申し上げたのは企画とが指導に当たる者が本店に一課をなして五名で申しましたが、これはそれだけで又は代理店関係の仕事が全部済むわけじゃないません。結局日々代理店と接触をいたしまして業務の連絡、調整をやっておりますのは何と云うても第一線の支店でございます。したがって

て、その各支店の中で、そういう代理関係の仕事をして、いたしておる者はおるわけでございます。それらを總合いたしましたして、今日先生御指摘のように、いわゆる取扱店として認可を受けております数は、まさに八百三十五でございますけれども、そのところにちょうど親に子がつくように、いわゆる取扱店というのが認められておるわけです。これ全部入れますと、現在でも四千五百店ございます。それから、先ほど局長申された一万軒とかなんとかいうのは、その四千五百に比べますと、ほんの倍になる程度のでございますので、八百軒が一万になるわけじゃございません。

それともう一つ、私ども実務上その点は十分実
は検討しておるんですけれども、何と申しまして
も今度のは業務範囲が非常に限られたわけでござ
いますね、進学ローンというもののだけで、たと
えば農協のことを考えますと、ほかの業務は一切
お願いしないわけです。しかもそれは一年間のうち
をお願いたします。しかもそれは一年間のうちに
大休二月から三月、二カ月間ぐらいのところに
集中してお願いすることになりますですね。

それから、先ほど先生件数が非常に多いじやな
いかというお話、ごもっともでございますけれど
も、これ分散しますと非常に少ない、一店一店に

分けてみますと、ことに非常に少ない数になるわけですが、多少地域のいろいろ偏在もございませうけれども、一口に二万とか三万とか言つて大変多いようですけれども、私どもの支店だけでも百三十三ございます。それからいまの四千五百に分けまうと、そうすると一つ一つ扱つてお店の扱い件数といふのはまあ十件あるかないかといふことでございませう。ですからそういう意味では特別に、これは私どもも実はまだ大蔵省と御相談しているわけじゃないんですけれども、私どもの内部で事務的に検討してみたいのですが、どうもその他のところ、代理貸し機関の範囲拡大をいたすために定員増を要するや否やという問題は、私はその必要はないんじゃないかといふふうに思います。

それから、先ほどちよつと言葉が足りませんでしたので補足させていただきますけれども、先ほど来伺つておりますと、進学資金は新規業務である、その事業分は二万件もあるではないか、したがつてそういう新しい業務がふえればそれは即増員を要するのじゃないかと、こういうお話。先生大蔵省民公庫のために御心配くださっているものから、私どもも非常に感謝を申し上げておるんでございませうけれども、実はその間にいろいろなクッションがございまして、業務量増即定員増には直結いたさない面がございませう。

それはどういふことかと申しますと、ことにこういう季節性の強い仕事になりますと短期間の決戦でございませう。その短期決戦のために必要な人数を算出して張りつけますと、ほかのいわゆる端境期以外の閑散期、農閑期ですね、これは全然人数が余つてしまふことになるわけがございませう。してみると、これはいわゆる定員といふもので処理するにはどちらかというとないまじい臨時緊急用務である。そういうときに私どもどうやって対処しておるか。たとえば伊豆の大地震、あれだつて大変なことだ。和歌山県のコレラですね、これも二カ月ぐらいで一年分の仕事をいたしました。それでつばに職員はやつてのけておるんで

すけれども、これはどうしてそういうことができるかといふと、結局応援をいたします。その支店の人材が足りないれば、本店からもほかの支店からもやりくりをして出してまづ応援をする。それから、できるだけ勤務時間内に片づけるようにいたしますけれども、どうしても日切の切の問題がございまして、そこはぎりぎり最小限度超過勤務や何かもいたしまして対処する。災害のときは大体そういう形態でございませう。有珠山のときもそうでございませうし、それから二百海里問題がございましてですね、それから四高緊急融資。これは、昨年来緊急融資と名のつくものももう六本か七本ぐらゐ出ております。しかも不況業種に対する企業貸し出しの金利の引き下げ、これが大変な仕事でございませう。そういうことをみんなやってきました。それがために、じや定員増がないとそういうことは何もできないのかといふことになりまして、これはいまの企業貸し出しの利下げの問題なんかも、たとえば封筒書いてどんどん出すというふうな単純労働はアルバイトを入れるとか、したがつてその点は労使の間でいろいろ話もございましてけれども、非常にこれはスムーズにいったわけですね。結局職員の労働過重という形にならないで処理できておる。ですからそういう意味で、私どもとしては何と申しましても職員の労働過重は最も避けなきやならぬことである。と同時に、課せられた任務はこれは完全に果たさな

らぬ。さてそこで、いかにそれを調和いたすかといふことについては日夜苦慮いたしながら、そこでいろいろ生活の知恵を編み出して今日までやってきておりますので、したがつて進学ローンで今回若干名の増員はいたしておりますが、その人たちが実にはやるわけじゃないんでございまして、各支店全店挙げてやる問題でございませう。四千七百の総職員においてやるというふうにお考えくだされば、そのところだけ取り出しますと何か大変なような感じもいたしますけれども、その点は先ほど先生御指摘のような問題の起こらな

いように、もうそういうことが起こつては本當に信用失墜でございませうから、これはもう役職員一体となりまして万全の措置をとる。これは御承知のように国民公庫も創立以来すでに三十年近い歴史がございませう。その長い歴史と伝統にかけてもこれは断固としてやると、間違ひなくやるといふ決意を役職員全体が持つておる次第でございませう。

○竹田四郎君 ちよつと方向を変えて御質問いたしますけれども、今度の進学貸し付けをやる場合、当然そのお金は返してもらわなくちゃならぬ、もちろんこれは金融ベースでやるわけですから、くれてしまうものではないわけですね。したがつて、それを判断する材料といふものがあつたわけですね。いままでやつていた普通貸し付けなどは、お店があるとかあるいは工場があるとかあるいは機械があるとか、こういうことで比較的担保物件になる物もあつたわけですね。相手側もこれは先ほど申し上げましたように金融にはある程度なれてた人たちがですね。今度は金融になれない人たちがですね。書類の書き方も率直に言つて余りよくわからない、そういう連中がもう圧倒的だと思ふんで。

今度はそういうことのために、一体その申し込みにには債権確保、保全といふような意味でどんな書類を提出させることになるんですか。貸し付け申し込みと一緒に、たとえば給与証明を持つてこいとかあるいは貯金通帳持つてこいとか、いろいろその人の能力を、返済できる能力があるかどうかといふことを見なければいかぬわけですね、くれてやるんじゃないんですから。具体的にどういふ書類を貸し付けを申し込む人には要求をするんですか。

○参考人(佐竹浩君) お答え申し上げますが、これはちょうど先般二、三月において市中金融機関が進学ローンを実行いたしましたですね。あのときの手続なんかは先生よく御承知だと思ひます。あれはなるべく簡素にということをやつたようですが、私どもはあれを一応見まして、あの実績を

踏まえて、あれより実はもっともつと簡素化しようと思つておるんです。ただ、おっしゃるようにはやはり返済能力といふものはこれは非常に大事でございませうから、何らかの形で返済能力がわかるようなものはいたかにやるまいと。ただ、おっしゃるような貯金通帳まで拝見するなんてそんなことはもう全然考えておりませんし、申告していただきました——やはり私は人を信じていかなくちやならぬ。そういう意味でまず申告と、そういうことでございませう。それで問題があれは、たとえば給与証明なんかもおつけ願ひにやならぬかもしれないけれども、その辺のところは、要するに一番簡素な方法で償還能力がわかるようなものを拝見しようかなと、そういうふうに思つております。

○竹田四郎君 あなたはもう三月末までにそういう問題は終わつてこれからはまあ研修だといふふうにおつちやつておるから、簡素なものといつたって何が簡素なものか、それはいままで金融やつてた人はわかりますよ。金を借りたことのある人は、どういふものを持つてこい、納税証明書といふばどこへ行つてどう取るかといふのはわかるわけですね。今度の人はどこへ行つてどう取るかといふものを持つてくるかわからぬような人だつておるんですよ。取つたことのないような人が。あなたの方ではこんなものはわかり切つておる、常識だ、こゝろにふうにおつちやつても、受け取る方ではこれはどこへ行つてもらつてきたらいいの、初めてですからね、今度。なれてくりやまた別ですよ。だからあなたの方ではいま簡素なものと言ふんですが、私は全然わからないですね、簡素なものってどんなものを持つていきやいいの。もうとにかく公庫には進学ローンについて問ひ合はせがあるといふふうには言われておりますよ。どんな書類持つてたらいいんですかと、私どもはこの法案を審議しているんだから当然聞かれますよ。それも指示できないといふことになりや、これは一体有効に作用するのかわかるのかといふことを私は余り信用するわけにいかぬ。

それからもう一つは、あなたは先ほどほかの力の力を割いて全力を挙げてこれに投入すると、こう言った。まあそれは私は悪いことだとは思いませんよ。しかし、金融というのは何ととっても金銭が返ってくるということを最終的に考えているわけですよ、債権保全あるいは返済ということだけを。そうすりゃどうなりますか、おたくの内閣は。そちらの力を抜かなくちゃいかぬということになると、今度は中小企業の方で貸しにくいのは一切カットしちゃう、貸しても大丈夫返ってくるというところだけに貸す。そうすれば返済能力がある、まあ言うならばおたくから金を借りなくていいようなそういう所にシフトしちゃうんじゃないですか。また同時に、この進学の貸し付けの問題も、なるべく簡単にしたいというんだから、預金通帳でもさつと見せるとか不動産の権利書でもさつと見せる、ああこはすと貸しましやう。そういうところばっかりにシフトしちゃうという心配ありませんか。弱者対策、低所得者対策

○参考人(佐竹浩君) いやもう本当に、竹田先生はしばしば私どもの支店に実情を視察していただいていたのでよくいておりますだけに、大変まあいろんな点でよく状況をつかみの上で大変御心配をいただいておりますわけで、ありがたいことでございます。

ただ、これはそういう実は心配は私はあるまいと、つまりおっしゃるような上位シフトということとは余りないと思うんですね。それはなぜかと申

ですからそういうことで、これは先生、実に実務というものはいろんなやりくりと申しますか、繰り合わせがいりろございまして、それは支店長が支店の中のところをうまく仕切りながら本当はやっていくわけでございます。それで事務の繁閑を見ながら、たとえば今期は早期監理の方はちよつと手がすくようだと思えばそつちを審査の方へちよつと移すとか、いろんなことを毎日非常に機動的に動かしております。これはもう現場をごらんになっていただいております。これはもう現場で、私には非常に御心配いただいております。ですが、今日いままでも検討をしたところでは進歩ローンについて特段の支障はないではないか。

第一それに、先ほど来七万件だとか何だかという話も出てすけれども、これとても言ってみれば架空の数字でございします。何の根拠もない。二百億とかなんとか言つたつて、これも特段の根拠があるのかと言われりやそんなものは根拠も何もありません。およその目見当で出しておるものだと思います。また、そうせざるを得ないと思ふんですね、これは。実際にやってみて本当にこれはどうなるのかということとは、まさに先生御指摘のようにやってみないと本当のことはわからない。ですからそういう意味でわれわれは万全の

出ていせんが、五十一年度はわずかに一六二・六です。件数で約倍であつて、人員で約六二％の増であることですね。それで、しかも人員増の内訳を見ますと、店舗数がかなりふえているということもありまして、その店舗数のふえている割合に比べまして、いわゆる役職についている員数と一般職員数、この変化を見ますと、四十年で役職についている人員は総人員のうちで一五・一％にすぎません。それが何と五十二年度は二四％にふえているんですね。約九％ふえています。したがってその分だけ一般職員、実際に仕事をやる人たちの数は減っているわけですね。四十年で三十三百二十一一人、これが全体の八四・九％、八五％は占めておりました。しかし五十二年には何とそれが七五・九％に下がっています。約九％下がっているわけでありまして。だから単に政府の方針で全体としての人員を、余分なものを削ることはもう民間でも当然のことですから、私は反対しませんが、特に小口の貸し付けが多くて、貸付件数が二倍から三倍以上にふえているというふうな国民金融公庫におきましては、店舗の増大もこれあり、一店舗二十人平均とはいひまされども、その二十人が全部仕事をしているわけじゃないんです。やっぱり管理職についている方がウェイトとしてはふえているわけですね。

そういうことを考えますと、私はやはりこれらの国民金融公庫の仕事というのは、いわゆる大企業向けの貸し付けの開発銀行やその他の銀行と違ひまして、多少そういう点では必要な不合理というふうなものは、大銀行、大企業に比べては当然コストとしてあるべきである。それをも大銀行と同じ並みに、あるいはその他の大政府機関、金融機関と同じように見ることとはやはり一面的過ぎる。それは本当に国民全体のニーズに合った仕事の体制という面から見るとむしろいびつである。現に持さん方の貸し付けられているいろんな制度が、これまた昭和三十三年の産産地の貸し付け以来ずっとふえているんですね。途中で切れたものもありまして、ふえています。そういうことを考えて、定員ということについて大蔵省に對する気がねが総裁にあることはよくわかつているんですね。わかつていられるんですね。でも、やっぱりいまこの委員会でもこの議論を通じて、単に進歩貸付資金の問題にとどまらず、国民金融公庫そのものを一遍見直してみようという気持ちで議論をしておりまして、率直にやっぱり申し上げておきたいと思ふんです。そういう点を含めて所感を申し上げたいんです。

○参考人(佐竹浩君) どうも先ほど竹田委員から大分おしかりをいただいたようでございますが、私も実は誠心誠意相努めておるつもりでございますが、ただ、先ほど先生何かほかの情報によるとというふうなお話でございまして、数字をちょっと頭に置きながらのお話でございまして、これは私、事実と違ひもし認識をもとに判断をされていただくと非常にいけないと思ひますので、私から事実を申し上げます。

それは五十二年三月末人員でございますが、これは何か先生の方にお聞きいただいた数字は四千四百七十六名というふうにお聞きになったやうでございますが、ところが実はそうじゃないんです。実際はこれは四千五百八十一名なんです。そうしますと、これはどうしてそういうことになっているのかと申しますと、二月、三月中に人を補充しないじゃないかというお話でございまして、が、実は新卒の分を繰り上げ採用をずいぶんしておるんです。それを申し上げますと、二月中に繰り上げて十一名採用しております。それから三月の一日から十日までの間にこれまた繰り上げ採用で二十五名採用して、なるべく早く公庫へ出てきてもらつて仕事をしてもらうようにという趣旨で繰り上げ採用二十五名、それから三月の十一日から三月の二十四日までの間にさらに繰り上げ採用を六十九名実施しております。これを合計してまいりますと、二百五十五名ということになるわけですね。二百五十五名という新人を二月から三月にかけて採用しております。したがって、年度末におけるその定員と実員の差額でございまして、その差額は実は三十三名ということになるわけですね。先生が手にお入れになった情報によりまして、恐らくそれは百三十八名というふうにお聞きになったんじゃないかと思ふんですが、ちよいと百五十五名私補充したと申し上げました。それを差し引きましたのが三十三名です。それから、百三十八名というのは二月、三月の繰り上げ採用の数が実は入っていないと、そういう数字でございまして、またその点はひとつ訂正をさせていただきます。それから、確かにいろいろ一・三月の間には店內検査でございましていろいろんな仕事を、他の時期にないようなことももちろんあるということとは私もよく承知承知しております。それらを十分のみ込んで、なおかつその間に業務の円滑な進行に支障のないように十分工夫をしながら今日まで実はまいつておるということだけを申し上げます。

それからいまだ定員要求、本来ならもつと元氣出してやつたらいいじゃないかという、福岡先生からも大変御激励をいただいたわけでございますが、私実は大蔵省には少しも遠慮しておりません。福岡知事 さんならいいんですけれども、しているようだから。

○参考人(佐竹浩君) せっかくおつしやうていただいてあげたいのでございまして、私もいざとなればいつでも大蔵省に要求をいたしまして、一歩も引かぬということであるだけの氣持は持つておるつもりでございますが、ただそうむちゃくちゃなことを言つてみても始まりませんし、何といつても全体としての政府のそういう人員問題に對する方針、それから今日の日本経済の置かれた現状等々を見て、世間的に考へて、あなかなかな要求といたうものも世の中通らぬわけでございます。そういう点は何も大蔵省を恐れてとかんとかんでもない話でございまして、何も恐れることもございませぬ。俯仰天地に愧ぢないわけでございます。

ますから、そういう点はやるべきときにはやるということでもひとつやらせていただきます。

○竹田四郎君 総裁ね、人は新しい者を連れてくりにやうな仕事ができるというもののじゃ私はないと思ひますよ。どこだつて研修期間というのは三ヶ月ぐらひは置いていますよ。それでなけりや責任ある仕事はできないんです。学校から連れてきたらすぐ審査の仕事もできるとか、それから焦げついたやつを取る仕事もできる、そんなことはばくはあり得ないと思ふ。やっぱり責任ある仕事をやるにはちゃんとある一定の期間だけはそこで研修を受けさせて、仕事に慣れさせて、そして実際に責任が持てるわけである。仕事も知らずして責任のある仕事なんというのは私はできないと思ふんです。おたくの仕事というのは率直に言つて、中小企業にいたしまして、もう本當にすべてがわかつていられる人たちがいないわけですよ。金のある連中じゃないんです。金がある連中なら私どものところへ、金融公庫へちよつと電話かけてくれなれんといつて要求してこないんです。そういう連中が多いんです。だからあなたの方のところの行員は、たとえば三菱銀行の本店の行員とかそういうところとは違ひます。相手も弱者なんです。もつと高い視野から物を見る人でなければできない仕事なんです。人間的な立場に立たなければいけません。数字だけで何だかんだということをやつては困る、そういう人たちが、従業員は、それを大企業卒業してきたからすぐあしたから使つて、そういうわけには私はいらぬと思ふんです。だから、あなたが百五十五名新規採用の繰り上げをしたからこれで大丈夫だなんていう、そういう論理には総裁なりません。それはおたくで学校でもつくつて、ずうつと教育をして採用するのならそれはそういうことできるでしょう。そうじゃないんだもの。そういうことで総裁、人間を勘定しちゃこれは私は困ると思ふんです。これは一回反省してください。

○参考人(佐竹浩君) 大変ごもつともなお話でございますから、

ざいます。ただ私が申し上げましたのは、要するに年度末の欠員が百三十八名もあるじゃないかというところがいろいろ前提に御議論がお進みになったようだったものですから、そうじゃございませんと、欠員は三十三名でございまして、ただそれを申し上げただけでございまして、先生御指摘のように、確かに新入生はそうすぐには戦力にはなりません。十分訓練をいたします。

○竹田四郎君 ところで、何かいま公庫の方の幹部の方は、人はそんなに無理した仕事はさせてないし、これだけの仕事があつても十分消化していきけるし、私のいろいろな角度からの心配も起こらない、こういうふうにおつしやっているんですがね。

おたくでは大体たえれば審査の仕事ですね、これは大変だと思つておられます。審査の仕事なんかは一日何件できるというふうにやっておりますか。それから一日、年間でもいいですけれども、おたぐの四十九年の資料を見ますと、一人当たりの業務量が四百七十五件と、こういうふうな数字が出ておりますが、これはおたくでつくつた五十年年度の概算要求書の資料ですよ。今度これが入つてくると一人当たりの業務量というのは大体どれくらいになりますか。

○参考人(佐竹浩君) 私からお答えしてもよろしいんでございまして、ちょうどきょうは美藤理事が参つておられて、前業務部長なぞをやっております、非常に実務に詳しいものですから、もしお許しをいただければ美藤理事から答弁——よろしゅうございませうか。

○竹田四郎君 はい。

○参考人(美藤富雄君) お答えさせていただきます。

なかなかいま先生がおつしやられました一日何件かというのには非常にむづかしゅうございまして。新人の場合もありますし、あるいはそれからベテランの方、そういうようなことでございまして、平均してということとはなかなか取りにくい数字かと思ひます。しかし大体こんなところではない

か、新人はこれはなかなか一日に一件あるいは二件ぐらい、あるいは内容の簡単なもの、こういうような形で割り当てておりますけれども、一日平均三件から四件ではなからうかというような感じを持っております。

○竹田四郎君 今度の仕事が入ればどのくらいになりますか。

○参考人(美藤富雄君) 今度の仕事と申しますと進学ローンでございまして。

○竹田四郎君 はい。

○参考人(美藤富雄君) 進学ローンが果たしてそういう場合にどういふような形になるかという問題でございまして、先ほど総裁が答弁いたしましたように、代理貸し付けの問題、こういうものが果たしてどうなるかというふうなこともございまして。それから、これの処理の仕方の問題がどうなりますか。先生も先ほどちょっとお話しがございましてけれども、総裁もなるべく前向きにこれを取り組んでいく、手続は簡単にやつていく、こういうふうな面から今度の繰り上げを採用して、非常に実務的にはその時間はとらないのではなからうか、というのは直談判につきましてでございます。

そういう面を考えてまいりますと、実は昨年も金利引き下げ、こういうふうな事態に對し、現在の職員だけでは相当忙しいんだというふうな形から、アルバイトというふうな形を使つた事実もございまして。そういうふうな面から今度の繰り上げを採用の職員、こういう職員につきましても手紙書きだとか、そういうようなものについては戦力にならうというふうな感じもございまして。そういう点を考え合わせますと、そう大した職員にはならないのではなからうか、かように考えております。

○竹田四郎君 これは平均と申すにあなたの方が今度は個人の能力差に持つてきて話を曲げようとしておられるんですがね。こういうものというのには平均的に出すのはあたりまえでしょう、予算の積算基礎は、一人一人に能力差があるぐらいのことは

だれだつて知つてゐるんです。

そこで、時間が来ちゃつて、まだ半分ぐらいしか終わつてないんですけれども、委員長に協力をするために、あと二、三問お願いをしたいと思つてますが、いま総裁が言つた信用保証機構をつくるというお話ですね、これはあくまでもどうもだろうと思つておられます。これはあれですか、大蔵当局の方はどういふ意向でそういうことをやつていくというお考えなんですか。私は悪いことじゃないと思つておられます。そういうものは当然これは必要になつてくるというふうな気がしますから、これはひとつお答えをいただきたいと思ひます。

それから、これは総裁の前の前の総裁でしょうか、澤田総裁がおられましたか、あの方は大変人間が不足しているということを国会でも訴えておられるんですが、あなたはもう余り残業もしていないし、持ち帰りもしていないというふうなことをおつしやつておられるんですが、どうも実態と私は違ふんじゃないかと思ひます。私なんか審査課長にお会いする機会が多いんですよ。審査課長というのは、普通なら課長は課長のところへどつかつて監督しているというのが普通ですがね。そうじゃないんですよ、あなたの現場のところへ行つたら、中小企業の人と相對してはかからこちらがお会いしたいというところでお願ひしても、なかなか見えておるとその簡単にちよつとというわけにいかないんですよ。そういう実態ですよ。ですからね、そうあなたが考えているほど簡単じゃないと私は思つておられます。

いまだつて恐らく私は一般の審査の職員が家へ持ち帰つて、なるべく早く帰るにしろないようになつて、一日でも早くひとつ審査結果を報告すると、こういうふうなことをやつておられると思つておられます。だから、私は持ち帰りが必ずしも全部悪いとは思ひません。持ち帰りの仕事をすることは、それが本當の善意に基づいて、本當に困つておられる人に対してそういうことをやられるということは、

私はそれは本人の自発意思からやられる分ならそれはそう責められるべきじゃないと思つておられます。しかし余り多く、家へ帰つて三時間四時間も、月の三分の一もそういうことをやるということになると、これは私は家庭生活にも影響すると思つておられます。また、家庭でこういう機密的な仕事をやるということも私は余り賛成しないです。企業の秘密がそういうところから漏れていく可能性だつてこれはなきにしもあらずですからね。

しかし、どうもあなたはそういう現状を必ずしも御認識になつていらつしやらないような感じが私には受ける。おたくの方で昭和四十九年の七月二十六日、総務部長の通達を出しておられますね。これどんな通達ですか。ひとつお読みいただきたいと思つておられます。

○参考人(佐竹浩君) これは昭和四十九年七月二十六日付でございまして。総務部長から各支店長あて。

審査事務における勤務時間外の事務処理について

標記のことについては、かねて全国支店長会議等の機会に趣旨を説明し、今後の方策につき協議・指示してきたところですが、このたびその方針を下記のように定めたので、これに基づいて遺憾のないよう運営されたく、命により通知します。

記

1 審査事務において所定勤務時間及び超過勤務時間以外の時間における事務処理(自己研鑽等の目的をもつて職員が任意に行うものは含まない)があるとするれば、その解消に努め、遅くとも9月末までにこれを解消するものとする。

2 審査事務の合理化については、従来から種々指示しているところであるが、前号の解消にあつては、次の事項にいつそう配慮するものとする。

(1) 審査事務について

ア 速報と省略をさらに推進し、事務の効

第五部 大藏委員会會議錄第二十三号 昭和五十三年六月一日 【參議院】

【參議院】

—

として民間金融機関を補完するものとしてすでに確固たる地位を有し、また十分にその目的を果たしているわけがございます。したがって、第一の目的は十分にその限りでは果たしているわけでございますが、ただし、現在でも国民金融公庫は別途の法律によりまして恩給担保貸し付けも行っておりますし、また、かつて引き揚げ者、戦災者等に対する小口金融を行ったこともあつたわけでございまして、この点につきましては、今度改正案を御審議願っておりますが、このような進歩資金貸し付けを行うことについても政府関係機関の中ではこれがふさわしい金融機関ではないかと、このように考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 その辺はひとつわかるんです。ですが戦後の中小企業金融というのが、いわゆる傾斜生産であるとか、こういうことをとられた。そういうことから金融が必然的に中小企業、特に零細企業に圧迫を加えられて資金の供給が困難になつてきた、有名ないろいろな名前の光産業だとか何とかという金融会社が暴れ回つた時代のことだと思つて、やみ金融が盛んだった。そういうことからこの救済の方法が私は考えられてきた。だがしかし、現実はその前にあつた庶民金融に比べると、たとえば消費者金融がないとか、そういう面ではまだまだいづゆる零細庶民というか、庶民金融ということが一つの大きな――大衆という言葉が入つてから庶民金融を目的としていたと思つて、そういう点ではまだ不十分だつたと思つて、ただそれはしょうがない、やはり傾斜生産であるとか経済安定政策ということが必要だということで、同を挙げて経済再建に取り組んでいくときだから、まず中小零細企業というところでこういう法律にはくはなつたんだと思つて、それが公庫の発足の状態だつたと思つて、

ところが、現在はおそろしく変わつていて、もう民間の銀行もたくさんある。それから金融機関もとにかく支店が出てく

るようになってくる。また郵便局でもゆうゆうローンのような金融業務が行われるというように、数多くの金融の道が出てきますから、そうすると、国民金融公庫でやるべきものは一体どうしたものかという対象を考え直さなきゃならないところにあると思つて、そういう点はどうか考えておりますか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、国民金融公庫が発足いたしました昭和二十四年のころは、民間の金融機関自体が非常に資金量その他乏しい状態にあつたわけでございまして、しかし、現在は御指摘のとおり民間金融機関も非常に相互銀行、信用金庫あるいは農協、漁協に至るまで各種のものが充実にまいつておりますし、また政府関係機関も国民金融公庫が公庫の第一号であつたわけでございますが、その後、各種の公庫もできて整備してまいつたわけでございまして、したがって、その間における国民金融公庫の位置づけということが問題になるわけでございまして、もちろん政府関係の金融機関でございまして、民間金融機関の補完という立場にあるわけでございますが、しかしながら、そういう御点で民間のいろいろな金融分野のうち、特に政府として補完金融をなすべき分野としたしましては、現在国民金融公庫の行つております中小企業に対する金融、特に零細企業に対する金融は最も重要なものの一つと考えられるわけでございまして、今後ともこのような分野で国民金融公庫が十分の機能を發揮することが必要ではないか、このように考えております。

○鈴木一弘君 先ほどもちよつと触れておられたようなんですが、中小企業の経営者の方々から、国民金融公庫を利用するよりも信用金庫を利用した方が便利だ、早いというか簡単だ、というふうな簡単に融資を受けられるというふうな声がときどきわれわれに聞こえてくるわけです。特にいわゆる赤字の会社といふますか、そういうものについては国民金融公庫は非常に厳しくて融資をしてくれない、そういうイメージが残つてい

けです。確かに国民金融公庫の原資は郵便貯金そのほかでございますから、こげつきがでさう困るということだろつと思つて、さつきは大分リスクがある貸し付けをしていくというふうな答弁もあつたことはわかつていますけれども、しかしそれならば銀行だろつと信用金庫だろつと、やはり預金者の預金を原資にするわけですから、同じような考え方でなきやならないわけですが、そちらの方がむしろ赤字のところに応援をしていくというふうな考えられるという、そういう声があるわけですよ。もちろん借りる人がごまかして借りていくのか、そういう点については私は細かいことまでわかりませんが、そういう点で、本来ならば民間の金融機関等が手を伸べられないようなところに本気になつて伸べるということとを考えると、そういうような危険負担を覚悟の上のものにしなければ、そういうように金融情勢も変わつていくだけにすべきときが来ているんじゃないかと考えられるんです、この点はどうですか。

○政府委員(徳田博美君) 国民金融公庫は一般の民間金融機関の融通を困難とする資金を融通することにあるわけでございまして、当然先づ御指摘のとおり民間金融機関が非常に危険で、どうも民間の金融ベースでは融資できないというふうな対象企業に對しては、もちろん金融でございまして、それから債権保全面への配慮は必要でございますけれども、その辺のぎりぎりの限界を踏まえながら融資することが必要でございます、現実には最近における融資につきまして一部のサンプル調査をいたしまして、新規の融資先のうち四分の一近くが赤字企業であるというふうな調査もあつてございまして、今後ともそのような面について民間金融機関の補完に努めていくことが必要である、このように考えております。

○鈴木一弘君 ちよつと赤字企業に対する貸し付けの件数と全体に対するパーセンテージ、いまパーセンテージ大体出ておりましたけれども、それから金額では全体に対して何割ぐらいになるのか、ちよつと昭和三十年度と五十年度末と比較したのは出ません。か。

○政府委員(徳田博美君) いま御指摘の資料につきましては、どうも国民公庫の方でそのようなものを現在持つておられないようでございます。

○鈴木一弘君 じゃ、これは後で出してもらいます。

○参考人(佐竹浩君) まことに恐縮でございますけれども、ちよつともう一度、いまの御質問の点をお教えくださいませ、よろしく。

○鈴木一弘君 いまの銀行局長の答弁にもあつたけれども、いろいろな担保そのほかから見て、赤字企業であるというところに対する貸付件数というやつですね、それとそれの全体に対するパーセンテージ、それから金額が全体にどのぐらいになつていて何割ぐらいなのか、それに対しての。それから、その五十年度と三十年度の比較をほしいということですが。

○参考人(佐竹浩君) ありがとうございます、御質問の御趣旨よくわかりました。ただ先生、これは三十年度末時点において公庫の融資残高のうち赤字企業であるものに対する貸し出し金が増加しているか、こういうことでございまして、それは実はそういう調査はございません。率直に申し上げまして、三十年度の時点のときにはございません。それから、五十年度の時点でも実はそういう詳細調査というのはいたしてありません。

ちよつと補足させていただきますと、先ほど銀行局長が答えになりましたのは、これは私どもの方で毎年、これ四十七年度からでございますが、始めておりますんですが、融資先の小企業経営調査、こういうのがございまして、それで、その小企業経営調査というのは全部融資先の方々ばかりでございまして、それを全部で千六百八十七社を対象といたします。そういうサンプル調査でございます。そのサンプル調査によりまして、この数字はつかんでおりますので、それが二六・三%、赤字企業でございまして、それが二六・三%、ですからこれをもし全体に伸ばしてい

いくのかどうか、その辺は多少統計技術上問題があるのかもしれませんが、そういう点はその数字はごさいいます。

○鈴木一弘君 わかりました。いまでの結構ですから、四十七年以降やつてらっしゃると言うんですから、後で資料で結構ですから出してもらえますか。いまは答弁できますか。

○参考人(佐竹浩君) ちょっとただいま、五十一年の調査結果は持っておりますんですが、四十七年以下はいますぐ取り寄せまして、後刻差し上げたいと思います。

○鈴木一弘君 いま長期に不況が続いていますので、大変中小企業では経営難に陥っているのがある。きょうも私のところへ来た相談では、つぶれそうなのところ買い取らなきゃならないという親企業の話がありました。そういうことで予想外にいろいろな産業にそれが及んでおりますが、その中で当然国民金融公庫からお金を借りているところ、こういう企業も多いと思います。そういう融資を受けている企業の中で、最近の返済金の滞りとか焦げつきの実態、そういうものの実態、これについてちょっと聞きたいと思うんですが、どうなってますか。

○参考人(佐竹浩君) これはそういう状況を示しますデータとしては、一つは延滞状況、つまり滞りがどの程度起こっているかという延滞状況のデータと、それから現実にもういよいよ回収不能になってしまっていますという延滞状況も、なかなか債権の実数、大体この二つでわかりたいところかと思えます。

実は、やはり昨今だんだんに延滞がふえてまいりまして、いわゆる延滞の率でございいますね、こういうものはちょっと比較をいたしますのに、五十一年の三月末と五十三年三月末と比較してみますと、六カ月以上延滞をいたしております件数が五十一年当時は一万八千六百八十三件ございまして、それが五十三年すなわち三十三三月末におきましては三万五千四百七十八件でございまして、約二倍にふえておるといふことでござ

います。

それから、ちょっと申し落としました、償却状況でございいます。どの程度毎年償却をいたしておるか。これも五十一年度におきましては件数にいたしまして千七百七十三件、金額で六億三千六百万円でございますが、これが五十二年度におきまして、先般五十二年度決算をいたしましたのが、この際償却を進めなければならぬということ、今回はこれが三千四百九十九件、金額にして二億七千六百六十六万、約三倍以上の償却をいたしております。この二十一億というものは五十二年度末、つまり五十三三年三月末における公庫のいわゆる貸付金残高、債権総額残高が大体約二兆六千億程度でございますので、それに対しますと、これが二十一億円というものは約万分の七ぐらいに相なっておりますかと思えます。

○鈴木一弘君 いわゆるこういったものに対する対処といえますか、これはどうなっておりますか、こういう事故に、こういうアクションに対しての対処はどういうふうな扱っているのか。それから保証人への返済の要求、担保物件の処理、こういったことが全部あるんだと思いますが、それについてはどういう指導をしているのか教えてください。

○参考人(佐竹浩君) これはまず第一には、私どもとしては極力事業を継続していただきまして、それによって返済をしていただくということが一番望ましいわけでございいます。したがって、たとえば期限到来とかあるいは延滞が多いということであっても、直ちにそれによって最終処理ということとはいたしませんで、できるだけお客様方とよく相談を申し上げまして、どの程度ならお返し願えるのか、そういうことで、従来の毎月々の償還金がたとえ月十万円であったとするものを、じや五万円なら返せまして、そうすると期限を延ばさなければならぬんですが、じやそれはいままでのものをこういふふうな延ばしなさいとか、こういふことであるという折衝をいたしまして、できる限りそういう、まあこれを条件変更というようにな

とで呼んでおりますんですけれども、そういう形でできるだけ生きていらっしゃるような体制をまずとる、それが一つでございます。

それからもう一点は、やはりそれを段々やりましてもなかなか容易に何と申しますか、再建の見通しが立ちにくいというふうな場合もございいます。ですからそういう場合には、これはまたよくよくお客様とも相談を申し上げまして、保証人もいらっしゃることでございますから、保証人の方からの弁済をお願いするということもござい

それから、さっきお話のございました担保処分ですが、これは比較的私どもの公庫では物的担保を取っている件数が非常に少ないものでございいますから、全体の件数の五割ぐらいです。そういう意味で物的担保を競売に付して云々ということ、実は他の金融機関に比べますと比較的少ない、ほとんど余りない、ごく例外的にはあるんですが、非常に少ないということを申し上げられると思えます。

それからもう一つは、まあ中には信用保証協会の保証にかかっているようなものもほんの一部でございいますけれどもあります。そういうものは信用保証協会の代弁で処理するとかいたしまして、いずれにしましても、要は債務者の方々の経営の悪化をよく拝見しながら無理のないところでだんだんにお返し願うというふうな形に持っていきたい。いよいよそれでもだめだという場合には、さつき申し上げましたように、たとえば行方不明になっちゃったとかということがございいます。それから本当に倒産してしまつてということもござい

ますし、そういう場合にはやむを得ず償却ということ、これは御承知のように貸し倒れ準備金を取り崩しまして償却をいたさざるを得ないわけでございます。

○鈴木一弘君 こんな質問をどうしてしたかといえますと、具体的な例で申し上げましょう。四百四万円を五十一一年に借りて、そうして二百五十万円まで返したけれども、その後その会社が経営が悪化して返済できなくなった。それに対して公庫の方からは保証人に対して本人に代わって返済を求めた。もし返済できなければ銀行から借りてきても返してくれ、こういうことがあったらいいですね。そういう話が実際にあった。銀行から借りてきて返せるぐらいならどうに保証人がやるでしょうけれども、保証人がいることですから何も本人からでなくたって銀行から借りて返せるわけでしょう。それを保証人に対して、銀行から借りても返済せよという話が実際にあったわけ

です。これでは国民金融公庫のあり方としては非常にこれは感心できないんじゃないかというように思えますね。だから、銀行から借りて返せというようにすることはとんでもないような感じがするんですけれども、これはどんなものなんですか。実際にあった話です。

○参考人(佐竹浩君) 私も、実はその具体的な事例はまだ聞いておりませんですけれども、もし仮にそういうことを私どものお店に申し上げたとすればこれはもうどうも非常にとんでもない、御指摘のとおりまことに遺憾なことだと思います。それは早急に調べまして、もしもそういう具体的な中身をお教えくださいましたらば、早速よく調査をさせていただきます。そういうことのないように是正してまいりたいと思えます。

○鈴木一弘君 それからいま一つは、一回でも返済がおくれる、ちゃんといかないでよくある、そういうことがあると事故扱いと同じような感覚で、二回目の融資の申し込みをした場合でも非常にマイナスの大きな原因になっていく。ちょっとの金繰りがつかなくてわすれかかれた場合でもこういうことになってくる。それはだから私はさつき目的を最初に申し上げたわけですよ。目的の方にあるような一般の金融機関から借りることとか、それから融資を受けることが困難だということ、それから融資を受けること、もう一面から見ればあくまでも公庫の目的というのは資金的に苦しい事業経営者、特に一般金融機関から融資を受けられないという非常に困難だと、こういう

方々への融資が目的なんだから、そういう点では一回でもおくれればなんという人ですと、やはり民間からのなかなか資金の手当てが大変だろうと思ひます。そういう人については、これは確かに一度でもおくらしたんだから公庫としては毛ぎらにして、毛虫かダニみたいに思ふかも知れませんが、これも、これはちよつとまずいんじゃないですか、そういう事務的な表面的なものの扱い方というのとは、そういう評価をもつて見ていく、こういうことではならないと思ふんですけれども、こういうことはどうでございませうか。

○参考人(佐竹浩君) いまの、非常に実務面で詳しい美藤理事も参つておりますので、美藤理事からひとつお答えさせていただきます。

○参考人(美藤雄雄君) ただいま先生からのお話でございましてけれども、手前も昨年度業務部長をずっとやりました。実際少し先生がお話がございましてやりました。赤字企業というものが非常にふえていたというのには支店からの報告もございまして、ただ延滞という点につきましては、これは企業の経営の中におきましてのうっかりされる場合もございませう。あるいはそれから一時的な病氣というふうなことでございませう。そういうふうなものにつきまして原因をはつきりいたしますれば、こういう延滞、いわゆる次のお申し込みに対しますところの取り扱いというものは、これはもう全然度外視して御融資申し上げる。したがういまして、現在のいわゆる状況というふうなものを考えまして御融資するというやり方でやらしていただいております。

○鈴木一弘君 ちよつと現場とは違ふと思ふんです。現場はやはり収益性を考えるのか、事故を起こさないというところを考へるのか、それが優先されていくようなところがあるんですよ。だからこれは、いまのお話しはそのまま承るということとは困難なんですけれども、嚴重にこれについてはもう一度調査をするなり、こういうふうな扱いをしないようにということ徹底をしてほしいと思ふんですが、どうですか。

○参考人(美藤雄雄君) 先生の御注意まことにございともかと思ひますので、現場にはそういうこととはないように注意させるようにいたします。

○鈴木一弘君 法案を通せばいいんだからなんという答弁じゃなくやつてくだされう。

それから、いまのことから考えると、資金の融資を受けることを困難とする国民大衆というところではなくて、まあ国民金融公庫から資金の融資を受けるのは困難な国民が一般銀行へ行つちやうみないな、一般金融機関に行くようなことというふうな、こういうことになつちやうないやないですか。私はそういう点がいまのようないやないやうか、やはりさつき総裁の言つたように、もうリースがある貸し出しということではなくちやうないと思ふんですけれども、そういう点、何か目的が私のいままで指摘した点では反対になつていくわけですが、こういう点は本当に改めてほしいと思ひますが、もう一遍伺ひましよう。

○参考人(佐竹浩君) 御指摘のとおり、そういう第一条の目的に沿わないようなことが万が一にもございまして、それはもう嚴重に是正してまいらなければならぬと思ひますが、ただ、ただいま先生のお話の中で、国民金融公庫の融資を受けたい国民がどうも市中金融機関へ行くんじゃないかと、冗談でございませうが、おっしゃられたことがございませうので、一言だけお答えさせていただきます。

実は昭和五十二年のいわゆる全国銀行、それから相互銀行、信用金庫の全体の貸出増加額でございませう。これは先般日本銀行から発表になりましたが、前年度に比べて一・三%減でございませう。減つております。その中で、都市銀行も少なり相互銀行も、いづれも軒並み減が立つておりますが、わけても信用金庫の減少が非常に目につきます。一兆二千億程度の増加でございませうが、それは前年度の二兆四千に比べて大体半減をしておるわけでございますね、信用金庫の貸出増加分でございます。それは半分は減つてお

る。あるいは輸出銀行等においても、前年度に對して貸出増加額は二八%も実は減少を來しております。そういう一般金融機関等の軒並み貸出増が減り、停滯をいたしております中であつて、非常に強い資金需要に支えられて貸し出しが堅調に伸びておるところが実はあるわけでございます。そこはどうかと申しますと、これはいよいよ政府系の中小三機関と言われておるところでございまして、中小企業金融公庫のごときは大体一兆四千億の貸出増加でございませうが、これは前年度に對して約一二%の増でございませう。国民金融公庫に至りましては二兆一千億の増加でございませう。これは前年度に對しまして実に一七%の増加である。この数字をざらにいたしますと、これは一体何を物語つておるのでしようかという事は私も疑問を抱きながら反省をいたしたわけですが、これは先生のおっしゃる通りに、金利が安いからみんな上がつてくるんじゃないかということだけでもないんじゃないだろうか。なぜそれじゃ信用金庫の貸し出しが半分になつちやつたんだろ。そういう問題が実はございまして、どうも私国民金融公庫へはお客様が非常に何といひますか、どうも利用しにくいということであつて、大変御利用いただいておりますんじゃないかというふうには思つておりますので、ちよつと一言……。

○鈴木一弘君 よくわかりましたですがね。

先ほどのことにつながつていくんですけれども、中小企業の経営者がたまたま資金繰りが容易でないということから、その手段として町の金融から金を借りると、こういうことが往々にしてあるわけですね。まあそれに走るといふことは非常に大変なんですけれども、ついそういう町の金融に走るといふ場合、金利で経営が圧迫をされてくる。そういう場合に、とかく国民金融公庫さんの方は何かにつけて逃げるというふうな、そういう話がかくあるわけですね。

本来なら国民金融公庫は庶民金融から、さつきあつた恩給金庫ですか、両方からくるわけですから、いまあるようなサラ金とかあつたような

ことは、本来ならば庶民金融としての国民金融公庫の中にこれは持つてなかならないものです。そして、そういうような消費金融でもすべて占めていくとか、小口の貸し付けの損失の補償までしていくような、そういう立場になかならないところだとばかりは思ひます。そういう点で、たとえば消費金融なんか抜けておりますけれども、そういう設立の目的から考えても、また、いままでの設立されてきた経緯から考えても、一般金融機関から融資を受けられない人ということですから、そういうことになるとどうしてもいま言つたような庶民金融というのには、いまある庶民金融は町の金融になつちやいます、サラ金みたいなものになりまされども。そういうところからやっていくという、それでどうしてもしょうがない、転がさなかならないような経営者も出てくるわけですね。

こういうことに対して、本来なら真つ先に手を伸ばしてやらなかならないのが国民金融公庫と思ふんです。やはりそういう、それは確かに経営の姿勢としてはこれは一番よくないです。そういうところについて逃げ出したくなるのはもうよくわかりまされども、その辺の姿勢をちよつと伺ひたいんです。

○参考人(佐竹浩君) 大変いい御指摘をいただきましたが、私も実は大分あちこち支店を回つて現場も見えておりますが、よく現場で聞く話です。このごろ御承知のように国民金融公庫は運転資金貸し出しの割合が非常に高いわけですね。その運転資金のつまり中身でございませう、それをしさいに聞いておるんですけれども、これは中には——もつとも一律でございませうけれども、お客様の経営態度でございませうとか、その業績見通し等々をもちろん勘案しての話でございませうが、いわゆる世間で申します資本構成の是正ということがございませう。つまりそういう高利貸し、まあ高利貸しなんて言つちやいかぬかもしれない、町の金融機関から非常に高利のお金を借りていくために資本構成が非常にまづいわけであ

ね。ですから、そういうときの資本構成の是正をするために運転資金を借りたということがあるわけです。ですから、それはまあ一〇〇%御需要にこたえておるかとかはともかくといたしまして、その個別企業の実情に即して、そういう場合にいわゆる借りかえみたいなことになるんですけれども、そういう運転資金をお貸ししているケースがずいぶんございます。しかし、これが本当に資本構成は正に役立って、その企業がそれから先本当に健全に伸びていくというめどがないと、ちょっとこれはなかなかできないんですけれども、そういう場合には思い切って出していいというところは相当ございます。

○鈴木一弘君 わかりました。まあ、ぜひそういう姿勢で臨んでほしいと思います。

それから、公庫でやっていらっしゃる無保証、無担保の貸し付けの制度ですね。例の二百五十万までのやつでありますけれども、それについて商工会、商工会議所の推薦を受けた者という条件がありますね。商工会、商工会議所の会員以外の人についての扱いはどうなっていくんでしょう。

○参考人(佐竹浩君) これはあるいは私からお答えするよりも所管官庁がございまして、通産省、中小企業庁の取り扱う問題でございまして、いささかどうかと思いますが、きょうはおられないようございまして、私とあえ、便宜お答えしてよろしゅうございまして。

○鈴木一弘君 来てます。

○参考人(佐竹浩君) ああ、それじゃどうぞこちらからひとつ。

○説明員(富永孝雄君) いわゆるマル経資金、小企業等経営改善資金でございまして、これは商工会議所あるいは商工会地区の小企業者に対してまして、その経営の改善向上のために経営改善普及事業という事業を行っておるわけでございまして、けれども、この事業の実効を上げますために、この小企業等経営改善資金を指導事業と組み合わせまして融資をしていただいているわけでございまして。

それで、この商工会議所あるいは商工会がこれ

を推薦すると、小企業者に対して融資対象として推薦いたします場合には、まあ一定の条件がございまして、たとえば経営指導を原則として六カ月の間受けて、そういう条件がございまして、そのほかそういう経営指導を受けた者に対して、たとえば必要な資金のたいていとして、その企業の経営または技術の改善のために必要な資金であるとか、そういうことが確認される、あるいはこの企業者の経理内容が十分に把握される、あるいはこの企業者がいわゆる諸税等をちゃんと納めている、そういったような幾つかの点につきまして審査をいたしまして、これを審査会にかけまして、その結果商工会長あるいは商工会議所の会頭がこれを国民金融公庫に推薦して融資をしていただく、そういう仕組みになっていて、商工会が行っております小企業者に対しては経営改善普及事業の補完と、それによりまして金融的な後づけをする、指導を組み合わせた後づけをする、そういう趣旨で行っているわけでございまして。

○鈴木一弘君 いまのは六カ月以上経営指導員の経営指導を受けなさいけないというのの一つありましたね。そのほか一年以上同一地域で営業を行っている者、それから一または所得税、法人税、地方税を納税している者、まあこういう条件をつけているわけですね。商工会議所の審査会というのがありますね。その審査会の審査基準はこのほか何かありますか。

○説明員(富永孝雄君) 商工会あるいは商工会議所に置かれております審査会でございますが、これは審査会にこの案件をかける前に経営指導員がその融資の対象となり得る企業者に対してまして、いま申し上げましたような諸点につきまして調査をいたしまして、それを審査するわけでございまして。審査会のメンバーは会議所の会頭あるいは商工会の会長がいわゆる学識経験者等の方々に委嘱するわけでございまして、その方々がこの経営指導員の調査に基づきました結果を審査いたします。

く、そういうことになっております。

○鈴木一弘君 私の聞いた質問にはまだ答えがないので、経営指導員は商工会や商工会議所で育てておる人ですね。その指導員から六カ月以上の指導を受けなきゃならぬ。そして、いまのように経営改善の問題とか何かの審査を受けなきゃならぬわけですからね。そうすると、現実的に商工会、商工会議所の会員でなければ、この制度融資は受けれないということになるんじゃないかというふうに、非会員では困難だと、この普通思ふのは当然でしょう。その辺どうですか。

○説明員(富永孝雄君) 経営改善普及事業は、その実施方針におきまして商工会あるいは商工会議所の会員であるか非会員であるかを問わず平等に実施をしますと、そういう方向で運営しているわけでございまして。

それから、このマル経資金の融資につきまして、特に通達を出しまして、会員、非会員であるかを問わず、これが平等に利用されるように、そういう通達も出しまして、地域の小規模企業者に対してまして平等にこの制度の均てんが受けられるように指導しているところでございまして。

○鈴木一弘君 どうも中小企業者の経営者の中でも商工会、商工会議所の会員に入っていないと、この資金の利用をあきらめるといふ方もおられるようなんです。実際国民金融公庫の各支店の申し込みの窓口でも、場合によると無担保、無保証制度の利用は商工会、商工会議所の会員でなければできないという返事をなさるところもあるみたいなんですけれども、この点はどうですか。

○参考人(佐竹浩君) これは私どもは、先生御承知のように、商工会議所もしくは商工会から推薦をされてまいりましたところの借入申込書に基づきまして審査をいたします。その借入申込書には会員であるのか非会員であるのかという区別は実は記載されておられません。したがって、当然のことでございますけれども、公庫といたしま

しては、その方が果たして会員なのかアウトサイダーなのかというところは実は全くわからないわけでございます。支店に対しては、経営改善貸し付けというものの趣旨を十分周知徹底させておるわけでございまして、その内容は先ほど中小企業庁から御説明があったとおりだと思うんです。その点が、もし推薦がある方にお貸しするという応答をしておるならばいいんですが、会員でなく貸せませんというところが、これは私どものお店の職員が申ししますと、これはまことに遺憾なことだと思っております。今後そういうことがございまいせんように十分指導してまいりたいと思っております。

○鈴木一弘君 時間があれです。最後に伺いたんですが、これは法制定のときのいきさつが、いわゆる国民金融公庫に庶民金庫から当然つなぐべき消費資金の貸し付けというのが消えてしまったわけですね。当時のアメリカ占領の行政の一つのしわざでございまして、どうもこれは思いますが、これはもはや占領が終わって戦後何年にもなっているのに、いつまでもいつまでもこのままというのをおかしいわけです。そういう点が、御承知のように庶民金庫ができたときには物すごくたくさんの方が、この昭和十三年にできたときには待望して借りていました。私も自分の家が貧乏でしたからよく覚えていますが、おやじが借りたの覚えております。そういう点では、やはり庶民にあって一般の個人の貸し付けができたわけですからね。この点は今度の進歩ローンでもってその道があるんですけれども、そういう点から、これから事業資金、消費資金の別なく貸し出しができるように、やはりこれは今後変えるべきだろう、そういうところにもはやきていっているんじゃないか。この庶民金融というものを本気に考えないと、いわゆる良質なサラ金もありまされども、悪いサラ金もできてきたり、そういうことで大変な借金をしよってどうにもならないというところもあるんです。また、そういう庶民金融に対しての中心的な機関がなければ、やはりそういうところも今度は取

り立てて背負請求になつてきますから、いろんな問題が起きてくるということは避けられないと思ふんです。やはりこの辺でそういう点をひとつ統べていって、安心して庶民が金を借りられるようなものというところで枠を私は広げるというか、そういうような業務目的といふべきか、目的といふものを要するとか改善をするべきときにきていゝんではないかと感じられるのですけれども、この点を何てきようはやめたいと思ひます。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、戦前の庶民金融は一般の家計資金も貸していたわけでございますけれども、戦後国民金融公庫が設立される際に、当時の諸事情によりまして一般のこういう事業資金に限られてまいりましたわけでございます。そのときに比べていろいろな情勢は現在違つてきていますわけでございますが、ただ戦前と比較いたしますと、もちろん国民のニーズも非常に変わり多様化しているわけでございますけれども、同時に消費者金融という面でもこの数年民間金融機関において非常な勢いで、その種類、量ともに広がつてまいりましたわけでございます。したがって、国民金融公庫は政府関係金融機関でございますから、当然その政府関係金融機関として補充金融という立場から物事を考えなければならぬわけでございます。こういう観点から申しますと、一般の消費者の必要としている資金のうち最も重要なものの一つである住宅金融についてはすでに住宅金融公庫があるわけでございますし、それ以外の消費者金融についてどの程度政府の補充金融あるいは政策金融として政府関係金融機関が乗り出すべきであるかということについては、これまた慎重な検討を必要とすると思はれるのでございます。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、戦前の庶民金融は一般の家計資金も貸していたわけでございますけれども、戦後国民金融公庫が設立される際に、当時の諸事情によりまして一般のこういう事業資金に限られてまいりましたわけでございます。そのときに比べていろいろな情勢は現在違つてきていますわけでございますが、ただ戦前と比較いたしますと、もちろん国民のニーズも非常に変わり多様化しているわけでございますけれども、同時に消費者金融という面でもこの数年民間金融機関において非常な勢いで、その種類、量ともに広がつてまいりましたわけでございます。したがって、国民金融公庫は政府関係金融機関でございますから、当然その政府関係金融機関として補充金融という立場から物事を考えなければならぬわけでございます。こういう観点から申しますと、一般の消費者の必要としている資金のうち最も重要なものの一つである住宅金融についてはすでに住宅金融公庫があるわけでございますし、それ以外の消費者金融についてどの程度政府の補充金融あるいは政策金融として政府関係金融機関が乗り出すべきであるかということについては、これまた慎重な検討を必要とすると思はれるのでございます。

あるかどうかということについては、いま申し上げましたが、政策金融、補充金融のあり方という観点から、これは慎重に検討すべきことではないかと、このように考えております。

○参考人(佐竹浩君) ちょっと先ほどの報告を……

鈴木委員から先ほどお尋ねのございました数字が参りましたので御報告を申し上げます。四十七年が赤字企業比率一五・二、四十八年が九・二、四十九年が二・二、五十年が二九・二、五十一年が先ほど申し上げた二六・三、これはいわゆる欠損企業でございます。

それから自己資本をつまみ飛ばしたマイナス企業、それは四十七年が八、四十八年が六・六、四十九年が九・二、五十年が二・三、五十一年が一三・九、まあだんだん悪化しておるといふこととでございます。

以上でございます。

○佐藤昭夫君 私どもの今回の決意に対する基本的な主張は、今回提案をされております国民金融公庫を通ずる進学ローン制度もさきながら、日本育英会による奨学金制度の、制度的にも資金枠の点でも拡充を図るということとを要請議員がいろいろ質問の中で主張をされたこととありますけれども、この点を、こうした立場を前提とした上での補充的措置としての今回の提案について、なお少しいろいろお尋ねをいたしたいと思ひます。

そこで、一昨日の委員会でも渡辺議員が交通遺児や母子家庭の進学ローンの内容改善について質問をしたわけでありましたが、その際に銀行局長からは、金融面の措置では限界がある、社会的弱者対策として考えていただくべき問題だと答弁をされております。また一方それならばということで、母子福祉費や世帯厚生資金の中で入学一時金の貸し付けを行うのかという質問に対しては、主計局長の方は義務教育外の大学、高校の入学金、特に私学の一時金まで見るのは社会福祉の体系のものではむずかしいという、こういう答弁をなさつておる。これを、御両人の答弁総合いたしますと結局むずかしいと、できない、こういう答えしか返つてこない。きょうも同様の考え方が質問の中で答弁をなさつていくわけでありまして、政府答弁としては非常に矛盾をきたした答弁をなさつていくわけでありまして、これは御答弁の中でも政府みずから触れておられましたけれども、実態論として、大学のいまや青年層の三割を超えて進学、いわんや高等学校についてはもう全体的にも九割を超える九十数という、こういう進学率になつてきている。なるほど制度的には義務教育ではありませんが、事実上義務教育に等しい高校進学の現実があるという、そういう実態論から考えてみても、また教育政策といった点から考えてみれば、この義務教育と義務教育以外の大学、高校、さらには私学、ここを切斷をして考えるという行き方でございます。これは日本育英会の制度自身も否定をするということになりかねない考え方になるわけですね。

もう言うまでもないと思ひますけれども、育英会というものがそういう未来を担う青年の育成を図ると、それに対しての積極的な援助を行つていくということでの大学、高校をむしろ中心とした、その中には相当数の私学も含めての奨学金制度をつくつておる、これを一体否定をする考え方をなつていくのかという重大な疑問を持たざるを得ないということになるわけでありまして、そういう点でいろいろ言われているわけですが、そういうことから見れば、政策、どういふ政策方向をとるのかという問題については、あのままの答弁ではちよつと引き下がるわけにはいかないという気持ちであるわけですね。そういう点で、両閣下、私の再度この質問に対してお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) その問題に触れまして、きょう午前中にもお答えしたわけでございますが、おっしゃる通りに、一つは文教政策の面からいけば育英会を通ずる融資の問題がございまして、厚生行政の観点からまた融資の制度も行われているわけでございます。今回は、金融制度という中で民間の教育ローンを補充する意味で進学ローンの御審議をお願いいたしておるのでございまして、そういったものを全体を通じて見まして一体どういう地位を相互に保つべきであるか、そうしてどういう点に隘路があるのか。この前、渡辺委員がおっしゃったのも確かに一つの問題点であると思つておるのでございます。したがって、その問題につきましては今後十分にひとつ検討させていただきます。一方におきまして、母子福祉資金の方も年々改善はいたしておりますけれども、やはり多額の一時金をこの制度でいけるということには、改善はいたすにしてもおのずから限度があるような気がいたします。

そういうことでございまして、それからまた今度の進学ローンにつきましても、きょうの午前中もお話のございました、なかなかあの返済期間ではむずかしいんじゃないだろうか。大体まあ返済借りますと月に一万三千円ぐらいの返済金になると私は見ているのでございまして、いまの所得水準で言いますと普通の人は大抵いけると思ふのでございまして、特殊な人についてはあるいはむずかしいかもしれない。その場合は、場合によりましては運用で考えられる範囲では考えてみたいものだ。ともあれ、この制度を充足していただくまで、そしてまた運用でやれるところは運用でその要求にこたえる、やがてそれを制度化した方がよいということがはっきりしてまいりました。次のステップとして、各委員から御指摘になりました、いままた佐藤委員からも重ねて御指摘のありました点について改善を加えてみたい。いましてこの制度でこのようにやりますという端な御答弁ができないのは残念でございますけれども、あらゆるすべてに関連する制度を総合的に考えまして、何らかの形でそういった隘路を開いてまいりたいと、かように思つておるところでございます。

○佐藤昭夫君 大臣、お願いをしたいんですけれども、幸い当委員会がもう一回、来週の日曜日に

最終質問の機会がございますので、この間、きょうから日曜日入れますと四日間ぐらいいあるかと思うんですけれども、問題は大阪府の判断だけでは済まない、各省にまたがる総合的施策をどうするかという性質を持った問題でもあらうかと思ひますし、そういう点で一遍、関係をする省の間で、そしていま時期的にばつぱつ各省庁とも五十四年度予算の概算編成、そういう時期にも入り出すであろう時期ではないかと思ひますし、そういう点で、いまお願いをしております点について関係をする省の間でちょっと必要な御相談をいただいて、できれば、火曜日のもう一回最終質問をする機会に何らかの政府としての統一の見解を表明していただくということができぬかと、そういう御相談をやつていただけたらどうかという事です、どうでしょうか。

○国務大臣(村山達雄君) 実はこれは来年度の三、三月ごろに集中する問題であるわけでございまして、したがっていまして……

○佐藤昭夫君 育英資金制度の問題でいま質問しているんです。

○国務大臣(村山達雄君) ですから、五十三年度予算がすでに決まっておりますのでございまして、それは五十三年度予算で賄うべき第一次の問題、そういうことになっておるわけでございまして。そういう意味で私お答えいたしましたのでございまして、五十三年度の実績、運用でやれる問題もあるいはあるんじゃないかと考えているわけでございまして。そして、どちらかと申しますと、最初に申し上げましたように、実際やってみませんとどういうことになるのか、おおよそのことは想像しているのでもございますけれども、なかなか實際がどういうところか、臨路があるかということもまだ具体的に定かでないわけでございまして、その問題は、恐らく制度としては五十四年度以降の問題にならざるを得ない。そういう意味で先ほどからお答え申し上げているのでございまして、しかしいずれにいたしましても、それらの問題は真剣に検討してまいりたいと思つておるのでござい

す。

○佐藤昭夫君 国会通過しましたら、この制度の運用の問題についてはこれからもう少しいろいろお尋ねをするわけでございけれども、言つていますように、もうすでに五十三年度の予算は歩き出しているわけですから、そういう点で、五十四年度に向けて日本育英会の制度上また資金総額をどういうふうにかんがへるかというこの問題について、そういう点で次回もう一遍御質問いたしますので、必要な相談をやつておいていただきたいと思ひます。

次に、今回の進学ローン制度の内容改善の問題ですけれども、ほかの委員からもたくさん御意見が出ておりましたけれども、端的に言つてこの七・一という利率、これは国民公庫の貸し付けの中では最高の金利となつていくということ、この点がどうしても理解をしがたいわけですから、これは一歩も動かせないものでか。その理由はどこにあるんですか。

○政府委員(徳田博美君) 国民公庫による進学資金貸し付けの金利につきましては、これは特に一般貸し付けの場合には所得制限を付してあるわけでございますので、極力一般の民間金融機関の貸し付けに比べて優遇を図る必要があるわけでございまして、他方におきまして、国民金融公庫といふと、あるいは事務コスト等を勘案する必要があるわけでございまして。この両者をならみ合せてまして、ぎりぎりの線で決まった金利が七・一%でございまして、これは民間金融機関が八・八%でございまして、これは民間金融機関が八・八%でございまして、このように考へております。

○佐藤昭夫君 現在資金運用部や簡保資金からの借入原資の金利は六・〇五、そうしますと七・一と比較をして一・〇五の差がある、こういうことでありますから、同じ国民公庫の融資制度の中でも担保を必要とするものが相当低利のものもありますが、担保を必要としないうるだけ拾つてい

つても六・〇五、六・三、六・五五、六・八、こういう利率になつておる諸制度が幾つかあるわけですね。ですから、このことから考へてみて七・一という利率は絶対動かせない、下げることはできないという、この点はどうしても理解できないんですが、なぜでしょうか。

○政府委員(徳田博美君) 資金運用部の金利は御指摘のとおり六・〇五でございまして、このほか国民金融公庫としての事務コストがあるわけでございまして、それを勘案いたしましてぎりぎりのところで決めた金利が七・一%ということでございます。

○佐藤昭夫君 どうもよく説明がまだ理解できないんですが、さっきのそういう実際に借りる場合の利率と貸し付ける場合の利率、そういう差があるわけですが、しかしこの制度をそもそも提案をされてくる趣旨は、このことによつて国民公庫をひとつもうけさせよう、またもうけようということとで公庫側から問題が出たわけでもありませんし、またそもそもこのことが政策的に議論が始まったのは、このことによつて公庫をもうけさせようというところではない。どうやって上級学校へ進学をしようとする子供たちを経済的に多少なりとも援助をするかという、ここから問題が出发点をいたしましたこととありますし、しかも括弧つきではあります、先ほど来の佐竹総裁の御答弁によりまして、審査業務というのは、これはできるだけ簡便にやつていくんだと、こういうことであります。もちろん人員の問題はありますけれども、それに伴う実務費というものがびくびくするやうな莫大なものというわけでもないだろう。そういうふうに見れば、この目的が、どうやってそういう未来を担う青年の教育目的からの援助をやるかという、ここから出ているわけでありまして、そういう点でそういう趣旨、目的に照らして当然必要な利子補給は行いつつ、どう見たって数字並べて対比すれば最高利率七・一というこれは何か改善をするというふうにするべきではないか。まあ具体的な政令公布を行われるのが六カ月

後という、幸いこの期間もあるわけですから、何とかそういう点での、まず利率それ自体の問題についての検討をどうしても行つてもらいたいというふうにお考えですが、その点どうですか。

○政府委員(徳田博美君) 金利の問題でございまして、この七・一%につきましてさらに補給金その他を用いて金利をもつと下げたらいけないかという御指摘かと思ひますけれども、この進学資金貸付制度につきましては、これは一応所得制限を付しているわけでございまして、けれども、実際の大学あるいは高校に進学している子弟、進学しようとしている子弟を持つ父兄につきまして、これを勘案いたしますと、大体六割ないし七割はカバーし得ることになつていくわけでございまして。また大学、高校への進学につきましては、これは一応義務教育ということになつておりませんで、もちろん現在の大学、高校への進学率から見ますと、実質的には義務教育に近い線になつていくかもしれませんが、一応義務教育ではないわけでもございまして。そのようないろいろな点を勘案いたしまして、これは国民金融公庫本来の貸し出しとしてぎりぎりの低い線に抑えたわけでございまして、補給金あるいは一般会計からの出資等にまでも至ることは必ずしも適当ではない。したがって、国民公庫としての本来の経営上最も低いぎりぎりの金利として七・一%をつけたと、こういうことでございまして。

○佐藤昭夫君 また再び非義務教育論というのを言われておるんですが、もうこの点はどうしても納得できません。

それならばもう問題をしぼつてお尋ねをしますけれども、議論がほかの方からも集中をしております母子家庭や交通遺児、これらの人々からどうして金利を年三%ぐらひに低減をしてもいいか、こういう要請書がまいておるわけですが、けれども、母子家庭やあるいは交通遺児、こういう人々に過渡的な運用として、さつき大臣が運用についてはいろいろこれからも考へてみたいとい

おっしゃっているんですけれども、たとえばそういう人々を限定をして金利の低減を図る、こういうことなんかは検討できませんか。

○政府委員(徳田博美君) 交通遺児の家庭あるいは母子家庭に対して進学のための必要な資金手当をするということは非常に大切なことと思ひますが、ただ、これは先ほども申し上げましたように、一般の低所得者を対象にして金融面からの施策として考えたものでございますので、現在の条件がぎりぎりのところではないかと、このように考えております。

○佐藤昭夫君 低所得者を対象にしたということに分析をすれば、母子家庭や交通遺児の關係についてはこれの適用を受けるということがかなりむずかしいんじゃないか、事実上むずかしいんじゃないかということが、いままでのこの委員会の審議の中でもう相次いで出されていると思うんです。そういう点で交通遺児や母子家庭の人たちも対象になっていくように、せめてそのことに限定をして何らかの制度改善をする、利率の改善をやるといふことを検討をすべきではないかというところで言っているんですけれども、どうなんですか。

○政府委員(徳田博美君) 再三申し上げて恐縮でございますが、これは本来の制度の趣旨といたしまして、一般的に低所得者の家庭の進学時における父兄の負担を均分化しようという、均分化することによって軽減を図るという趣旨で設けた金融面からの制度でございますので、現在のような貸出条件が、そういう意味で最も配慮した結果このような条件になったと、このように考えております。

○佐藤昭夫君 あなたはもうがんで、同じことばかり繰り返しておられるんですけれども、それなら片や大臣が言っておられるその運用面というものを検討をしようと、こういうふうに言っておられるわけですが、その低所得者の人たちに潤っていくような運用面の検討というのは一体

何やるんですか。

○国務大臣(村山達雄君) これは金融制度の面で考えているわけでございまして、先ほどから金利の問題が出ていますけれども、物の考え方として他の金利、国民金融公庫の他の金利と比べるべきなのか、あるいは民間の同種のものとの比べるべきであるのか、そこが一つやはりこの制度を考へるときの問題点ではないかと思つてございまして、今度は最初のスタートでございまして、また金融面からということでございまして、もちろん利益なんかは考へてないわけですが、言つてみますれば原価でひとつお願い申し上げます。

運用面が私がいま氣になっておりますのは、大體のいまの所得水準でございまして、据え置き期間一年で後大学でございまして三年でございまして、五十万円借りたとして月一万三千円ぐらゐになると思ひますが、むしろ返済金の方が私に氣になるわけでございまして、それが非常に困りだということがございますと勢い事実上返せないという状況が出てくる……

○佐藤昭夫君 だから利子下げたらいんです。

○国務大臣(村山達雄君) 利子の問題ではなくて元本の返済の方の問題でございまして。そういうときにやはり余りやかましく言わないで、事実上難予せざるを得ないという問題が起きてくるのじやなからうかと、こういうことをいま考へていられるわけでございまして。いずれにいたしましても初めての制度でございまして、実施が来年の二月、三月でございまして、この状況を踏まえまないと、実はわれわれは出て議論いたしておるのでございまして。先ほど国民金融公庫總裁からも話がありましたように、二百億といふ何といふやってみないと本当にわからぬわけでございまして。民間の教育ローンが非常に、民間は民間でございましてしょうけれども、ほぼ九割の金利をとつておる。それに対してやはり低所得者の方の場合を考へまして国も何らかにたえるべきではないかという発想で今度第

一步を踏み出すと、こういうことでございまして、その辺のことは一遍実施状況を見た上で制度的にはさらに検討を進めてみたいと思つておりますが、どうしても制度の改正が間に合わないときには、先ほど申しましたような意味での運用面を考へて見てはどうであるかというのが、いま私の頭の中に浮かんでおる考え方であるわけでございまして。

○佐藤昭夫君 この問題についてこの場だけで問ひ詰めるようなお尋ねをしてもなかなか答えがでないといふ点があるかと思ひますけれども、この問題もひとつもう一遍よく部内でいろいろ検討願つて、最終的に火曜日の最終質問で何らかの具体的前進方向が提示いただけますように特にお願いをしておきたいと思ひます。

時間の關係ありますので、次の問題に進みたいと思ひます。

總裁の方にお尋ねをしますが、先ほど来竹川委員も、いろいろ職場の労働強化といふんですか、それが持ち帰り業務、罹病者がふえておるといふ問題も含めての大変な事態が起つておる。これが行きつくところは単に労働者の皆さん方の苦しさというところだけにはとどまらない。実際にこの国民公庫に貸し付けをいろいろ申し込まれるその人たちの重大な關係が出てくるということである。指摘をされておつたところだと思ひますけれども、一昨日もわが党の渡辺委員もこの点指摘をいたしました。村山大臣の最終的な御答弁として、よく実情を調査をし、適切な措置をとりますという御答弁もいただいた。こういう前回の委員会の議論の模様もおおよそお耳に伝わつておることと思ひますけれども、こうした業務の突進、労働の突進について、すでに四十九年の衆議院の委員会でお小枝政子議員から指摘をして、調査をしますといふふうな総裁御答弁をなさりながら、それがされないまま今日まできた。この間の衆議院の委員会でも荒木議員がなぜやつてないのですかといふことでただしたと、こういう経過できょうを迎えておるといふことですけれども、それで具体的に

いつこういった突進の調査を總裁としてどうか、公庫として行われる予定ですか。

○参考人(佐竹浩君) これはいま先生御指摘のように、四十九年の七月に、持ち帰りというものはいけないからやめようという通達がなくすようにという通達が出まして、そしてその時点において九月末までに解消すると、事実その時点においては解消したというように私も聞いております。

その際に衆議院大蔵委員会に対する委員会報告といふことはなかつたやうでございすけれども、こういう対策を打つてこのように進んでおりますといふことは、当時の御質問をなさつたところの小林委員にまでは御報告申し上げたやうでございす。

まあそれはそれといたしまして、どうもその後私はないとばかり思つておりましたところが、いろいろあるといふやうなお話も一部は出ておりますので、もしそういうことでございすものと放置できないといふことで、もう早速に四十九年七月の通達の完全履行方ですね、実施方、これを重ねて全支店に指令を發しまして、あの通達どおり行われておらぬ事例がもしもあるならそれはもう速やかに是正しなさいかぬといふことで指導をいたすつもりでおります。そして一カ月なり二カ月なり、これは今月もう六月でございすから早速に出して、そしてまず実行を再確認して、再確認といふんですか再指導と申しますか、そういうことをまずやる。やりながら、同時に突進はどうかんだといふことを、そういう通達がちゃんと生きているのに通達が守られておらぬといふことはこれは突進ゆゆしいことでございす。本當に守られておらないかどうかといふことをこの一カ月ぐらゐまたずつと様子を見まして……

○佐藤昭夫君 いや、その調査をいつなさるんですか。

○参考人(佐竹浩君) それは実はもう早速始めようと思つております。早速。まずその通達の完全実施を指令して、そしてその翌日からでもその当日からでもいいと思ひます。もう六月一日です。

から本当はきょうあたりやらなきゃいけないのですけれども、本当はきょうやろうと思っておりますがね、ちょっとあれでしたが、早速あすにでもやろうと思ひます。

○佐藤昭夫君 どうもきれいなことが言われておりますけれども、たとえば衆議院で時間的につい最近ですけれども、荒木議員が再度質問をしたその時点でさえ、そんな持ち帰り労働というのはあるはずありません、そういうことをしやあしやあとおっしゃる総裁ですからね。ですから、本当にいま言われておるとおりやられるのかということに不安でかなわぬわけですから、本当にもう直ちにやる、きょうからやろうと思つておつたのだというのですから、ですからもうあしたかあさつてにはやるんだということまでひとつ確認をしておきたいと思ひます。

そこで、とにかくそういう事態を正確に把握をしませんことには、何は持ち帰り労働をやるなという通達を二回、三回強調をしたところで、実態がそういうことが行われざるを得ないというような、業務量が過大になつておるといふ実態がある限り、何回通達を強調したつてこの事態は改善できぬということでありますから、どうしてもその調査をまず急いでやつてもらう必要がある。それと、その調査に当たつて実態が適切に把握できるように、私はたとえば無記名の調査票、こういう形で、現在の仕事の実態がどうなつておるかという、そういう方法での調査をやつていただく必要があるだろうと思ひます。そうしませんが、片や持ち帰り労働はやるなと、超過勤務はできるだけ少なくせよというこの通達が大きな声で流れておるこの中で、いやそう言われたつてこういうふうになつておるんですということが記名ではなかなか記入しがたい、こういうやはり職場の状況が生まれると思ひます。ですから、客観的、科学的にいまの仕事の事情がどういふ状態にあるのかというのを把握をしようと思へば、無記名の調査をなさる必要があるということとをさう念のためにお願ひをするわけですが、その点は

どうですか。

○参考人(佐竹浩君) 方法論に至るまで御指示をいただきまして、大変ありがたく思つておるわけでございますけれども、ただここで私、先生相当実態よく御存じだと思ひますので、先般組合の方からもういろいろ説明があつた際にお感じになつたかどうか、つまり、こういうものは実態に非常な実態の把握がむずかしい面があるということですね。同時に、これはどういうケースにそういうものが発生するのか、発生原因が実はいろいろあるのがあつて、そこへまた人情の機微や何かいろいろ絡みまして、まことに科学的、論理的な物差しに乗りにくいような、どうもそういうところもあるらしいんです。したがつて、組合の方もどうもそういうことをやつておるようだとお聞きしております。じゃ、どこで一体だれがどのぐらいつておるんだということになるとわからないというところらしいんですね。私も実は、本当にそういう実態がわかつていゝなら教えてくださいますといううなことで、ここにおります美藤理事なんかも——これなんか本当を言つて団体交渉事項なんです、ね、勤務条件の問題ですから、組合としては本当は放置しておいてはいいはずなんです。当然団体交渉の場を取り上げて、具体的にこういうことがあるじゃないか、どうするんだと、不払い労働があるじゃないかということ、むしろ団体交渉の場ではつきり……

○佐藤昭夫君 やられておるけれども、総裁の耳に伝わつてないんじゃないですか。

○参考人(佐竹浩君) ちょっとお待ちくださいませ。そういうわけで、しかるべきだと思ひますが、私がいままで聞いております範圍では、どうもそういう具体的な提示が組合の方から出てきてない。というのは、組合の方も何かつかみにくい問題だということをみずから申しておるわけで、私も決して組合と敵対関係にあるわけでも何で

もございせん。もう本当にかわいい職員、しかも四千六百の人たちを代表して執行部が一生懸命やつていらるんですから、そういう意味で、本当にお互いに一緒に考えていこうじゃないか、こういう実態は労使のスタンスでございまして、そういうことでやりますと、どうもやっぱりいろいろ昔からの話を聞いてみますと、なかなかこれ一概に割り切れていない。つまり、たとえばこういう話がございまして。現場審査に参りまして……

○佐藤昭夫君 ちょっと、もう一問質問したいこともありますから、時間の關係で……

○参考人(佐竹浩君) じゃ大急ぎでやりますから。実調をしまして汽車に乗つて出る。そうすると、帰つてきたときにもう夕方になつて公庫に帰るには遅いというやうな場合があるわけですね。そういう場合には、自宅へ真つすぐ帰つてしまふ。そうすると、調査資料を持つておうちへ帰る。あしたまでに仕上げなければという非常に格闘精神の人たちが多いわけですから、それじゃおうちでちよつと聞いてきたところをメモでもして整理して、あした公庫へ行つてからきつとした調査にしようという場合もどうもあつたらしい。こういうもの、いろいろなものがあるから……

○佐藤昭夫君 もう結構です。

○参考人(佐竹浩君) それで恐らく当時、ああいう嚴重な通達を出したにもかかわらず、それが案外守られてなかつたというのは、何かそこにそういう実態があるんじゃないか、つまり人手が足りないからそうなつていゝというんじゃないか、審査という仕事の性質上、これはあつかも裁判官が自宅でもつて判決を書きになる、宅調というやうなこともあるやうです。あるいは税務署の法人調査の人が現場へ出て行つて調査資料を持ち帰つてうちで整理するやうな、何かそういうやうな、やや似たような要素がありはしないだろうか。ですから、それやこれや勘案いたしますと、なかなかそこはむずかしい。

私どもは、はつきり申し上げておきたいと思ひますのは、いわゆる持ち帰り労働に対する姿勢としまして、これはあくまですべきものではないというところは、当時の澤田総裁と私と全然一致しております。少しも違つておりません、当時と全く同じでございますので、その点はまずお認めいただきたい。同時に、先生おっしゃつたように、持ち帰りイコール人手不足という方程式は必ずしも成り立たないんじゃないか。もちろん一部そういうものはないと申しませんです。けれども、そうでない非常にデリケートな複雑な要素もあるもので、そういうこともよくよく見ながら、先生おっしゃつたように、持ち帰りを禁止したために審査の仕事がおくれたというんじゃないか、これは困りますから、ですからそこはよく実態を見ながら見きわめてまいりたいと思ひますもので、それでまずもつてストップをかけて、本当にそういうことがあるならやめましようといつて一通やめて、それでもなおかつそういうものが出てくるのかどうか、これをやつぱりよく見ていかなきゃいかぬと思ひます。そういう意味の実態の調査をこれからいたしたい、こういうことでございまして。

○佐藤昭夫君 最後にもう一言総裁に質問いたしますけれども、そういうことで直ちに調査をやりますということは何回も確認をしておるわけですが、けれども、そこでどういふ項目で調査をするかというところについては、ひとつ労働組合とよく事前に相談を合つていただいてお願ひをしたい。そうであるし、調査の項目の置き方によつては、ずいぶんいろいろなまたそのことをめぐつて理解の不統一が生じて、調査の目的を達しないというところになつていゝかぬわけですから、そういうふうにしていただく必要があるだろうということ、それから調査の結果については、国会の私どもの方にも御報告をいただきたいということ、それからこの委員会ですら業務の事態、労働強化をめぐつての議論が起りましたけれども、お尋ねをするまでもないことかと思ひますけれども、このことをめぐつて労働組合の側に対しての

報復が行われるということはまさかないだろうというふうに思いますけれども、その点念のためお尋ねいたします。

○参考人(佐竹浩君) まず第一点の方法論でございますが、どういう方法をとるか、これはひとつ私どもにお任せ願いたいと思います。私どもも経営責任者として、責任を持って業務の実態を把握するにふさわしい方法をとりたいと思いますので、その点はひとつお任せいただきたいと思います。

それから第二点の労働組合への報復云々というお言葉がございました。これはまことに意外なお言葉でございます。私どもはそんなことは毛頭考えておりません。誤解のないようにひとつ……。

○佐藤昭夫君 当然報告いただけますね。

○参考人(佐竹浩君) これは先ほど申し上げましたように、非常に内容把握がむずかしいものであるだけに、果たしてどの程度御要望に沿い得るものができますかどうか、これこそやってみないとわからないというところがございますので、まあその模様も見ながら、極力ひとつベストを尽くしたい、かように思います。

○委員長(嶋崎均君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にいたします。

次回は六月六日午前十時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

昭和五十三年六月十七日印刷

昭和五十三年六月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局